

(令和7年4月1日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 用語の定義	4
第3条 外国における取扱いの制限	7
第2章 NTT Com ひかり電話サービスの種類等	7
第3条の2 NTT Com ひかり電話サービスの種類	7
第4条 NTT Com ひかり電話サービスの品目等	7
第3章 契約	7
第5条 契約の単位	7
第5条の2 特定加入者回線の終端	7
第6条 契約申込みの方法	8
第7条 契約申込みの承諾	8
第7条の2 ひかり電話の事業者変更	8
第7条の3 光回線再利用	9
第8条 契約者回線番号	9
第9条 請求による契約者回線番号の変更	10
第9条の2 種類の変更	10
第10条 品目等の変更	10
第10条の2 特定加入者回線の移転	10
第10条の3 収容 I P通信網サービス取扱所	10
第11条 利用の一時中断	10
第12条 契約に係る利用権の譲渡	11
第12条の2 契約者が行う契約の解除	11
第13条 当社が行う契約の解除	11
第14条 その他の提供条件	11
第15条 不提供	11
第4章 付加機能	12
第15条の2 付加機能の提供	12
第16条 付加機能の利用の一時中断	12
第16条の2 付加機能の廃止	12
第5章 利用中止等	12
第17条 利用中止等	12
第18条 利用停止	12
第19条 提供休止	13
第6章 通信	13
第20条 相互接続点との間の通信等	13
第21条 通信の切断	13
第22条 通信時間等の制限	13
第23条 通信時間の測定等	14
第24条 国際通信の取扱い地域	14
第25条 契約者回線番号等通知	14
第7章 料金等	14
第26条 料金及び工事に関する費用	14
第27条 利用料金の支払義務	14
第27条の2 利用料金の支払義務	15
第28条 通信料の支払義務	16

第 28 条の 2 手続きに関する料金の支払義務.....	16
第 29 条 工事費の支払義務.....	16
第 30 条 料金の計算等.....	16
第 31 条 削除.....	
第 8 章 保守.....	17
第 32 条 契約者の切分責任.....	17
第 33 条 修理又は復旧の順位.....	17
第 9 章 損害賠償.....	17
第 34 条 責任の制限.....	17
第 10 章 雑則.....	18
第 35 条 協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結.....	18
第 36 条 利用に係る契約者の義務.....	18
第 37 条 利用上の制限.....	18
第 38 条 契約者の氏名の通知等.....	19
第 39 条 契約事業者への氏名の通知等.....	19
第 39 条の 2 NTT Com ひかり電話協定事業者からの通知.....	19
第 40 条 時報サービス及び災害用伝言ダイヤル.....	20
第 40 条の 2 番号案内.....	20
第 40 条の 3 番号情報の提供.....	21
第 40 条の 4 契約者に対する通知.....	21
第 11 章 附帯サービス.....	21
第 41 条 附帯サービス.....	21
別記.....	22
1 NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約.....	22
2 契約者の地位の承継.....	22
3 契約者の氏名等の変更の届出.....	22
4 相互接続通信の料金等の取扱い.....	23
5 NTT Com ひかり電話サービスの提供に係る NTT Com ひかり電話協定事業者.....	24
6 NTT Com ひかり電話サービスの提供に係る NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信設備.....	25
6 の 2 NTT Com ひかり電話契約者からの特定加入者回線の設置場所の提供等.....	26
7 電話帳.....	26
8 料金明細内訳情報の提供.....	27
9 利用権に関する事項の証明.....	27
10 支払証明書の発行.....	27
10 の 2 端末設備の提供等.....	27
10 の 3 端末設備設定シート記入の代行.....	28
11 契約事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行.....	28
12 情報料回収代行の承諾.....	28
13 情報料回収代行に係る回収の方法.....	29
14 情報料回収代行に係る免責.....	29
15 新聞社等の基準.....	29
16 他社相互接続通信に係る協定事業者.....	29
17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス.....	29
18 IP 電話事業者の電気通信サービス.....	29
19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い.....	29
20 協定事業者との利用契約の締結.....	32
21 提供エリア.....	32
料金表.....	33
第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）.....	34
第 1 利用料金.....	34
第 2 通信料.....	55
第 3 手続きに関する料金.....	71
第 4 番号案内に関する料金.....	72
第 2 表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））.....	73

第3表	附帯サービスに関する料金	82
第1	重複掲載料	82
第2	証明手数料	82
第3	支払証明書の発行手数料	82
第4	端末設備の提供等に係る料金	82
第5	端末設備の提供等に係る工事費	84
第6	端末設備設定シート記入の代行に係る料金	85
通信料別表	選択制による通信料の月極割引	86

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、IP通信網サービス契約約款共通編（以下「共通編」といいます。）第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりNTT Com ひかり電話サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、NTT Com ひかり電話サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
2 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの (注)当社が別に定める電気通信事業者は、 (特定衛星携帯端末) Iridium Communications Inc. Thuraya Telecommunications Company Inmarsat Global Ltd. (国際ネットワーク設備) Transatel とします。
3 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 特定約款	契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。以下同じとします。）の音声利用IP通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約
5 所属IP通信網サービス取扱所	そのNTT Com ひかり電話サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
6 収容IP通信網サービス取扱所	その特定加入者回線の収容される取扱所交換設備
7 NTT Com ひかり電話契約	当社からNTT Com ひかり電話サービスの提供を受けるための契約
8 NTT Com ひかり電話契約者	当社とNTT Com ひかり電話契約を締結している者
9 NTT Com ひかり電話相互接続点	(1) 相互接続点 (2) NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づく相互接続点

10	NTT Com ひかり 電話利用回線	別記1に規定する利用回線であって、NTT Com ひかり電話サービスに係るもの
11	NTT Com ひかり 電話利用回線等	(1) NTT Com ひかり電話利用回線 (2) 特定加入者回線（光アクセス回線に係るものであって、NTT Com ひかり電話サービスの提供に係るものに限りません。以下同じとします。）
12	NTT Com ひかり 電話サービス 接続点	(1) サービス接続点 (2) 契約事業者が特定約款に定めるサービス接続点
13	NTT Com ひかり 電話協定事業者	(1) 協定事業者 (2) 契約事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（当社を除きます。）
14	リルーティン グ通信等	NTT Com ひかり電話協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、IP通信網内で接続する通信
15	相互接続通信	NTT Com ひかり電話相互接続点との間の通信及びリルーティング通信等（NTT Com ひかり電話サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
16	NTT Com ひかり 電話相互接続 協定	(1) 相互接続協定 (2) 契約事業者と契約事業者以外の電気通信事業者（当社を除きます。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）
17	光コラボレー ション事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
18	光コラボレー ションモデルサー ビス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
19	光コラボレー ションモデルサー ビス（音声）	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める音声IP通信網サービス契約約款に基づき提供される音声IP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
20	ひかり電話の 転用	契約事業者の音声利用IP通信網サービス（第2種サービスに限ります。）の提供を現に受けている者が、その契約事業者の音声利用IP通信網サービス契約について契約事業者の特定約款に定める音声利用IP通信網サービスの転用（コース2の場合は契約事業者のIP通信網サービスの転用も含みます。）により、NTT Com ひかり電話サービスに移行すること

21 ひかり電話の事業者変更	<p>(1) NTT Com ひかり電話サービス契約の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。コース2の場合は、当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）をNTT Com ひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。）</p> <p>(2) NTT Com ひかり電話サービス契約の解除の請求を行うにあたり、そのNTT Com ひかり電話サービス契約者が現に利用しているNTT Com ひかり電話サービスを当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービス（コース2の場合は、光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める音声 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声 I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）及びコース2の場合は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）</p>
22 光信号分岐端末回線	<p>接続約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線</p>
23 光回線再利用	<p>(1) NTT Com ひかり電話サービスの申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限り、）からNTT Com ひかり電話サービス（コース2に限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用（入）」といいます。）</p> <p>(2) NTT Com ひかり電話サービスの解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、そのNTT Com ひかり電話サービス契約者が現に利用しているNTT Com ひかり電話サービス（コース2に限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限り、）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用（出）」といいます。）</p>

24 承諾番号	(1) ひかり電話の転用の手続きに必要となる番号（以下「転用承諾番号」といいます。） (2) ひかり電話の事業者変更の手続きに必要となる番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます。） (3) ひかり電話の事業者変更取消しに伴う復元工事の手続きに必要となる番号（以下「事業者変更後キャンセル承諾番号」といいます。） (4) 光回線再利用の手続きに必要となる番号（以下「光回線再利用承諾番号」といいます。）
---------	--

- 2 前項に規定するほか、NTT Com ひかり電話サービスの提供にあたり、共通編及びこの別冊において、契約者回線等の定義については、特定約款に規定する契約者回線等の意味に相当するものをそれぞれに準じて取り扱うものとします。
- 3 前2項に規定するほか、NTT Com ひかり電話サービスの提供にあたり、共通編（第4条（用語の定義）を除きます。）において、次表左欄の言葉は、それぞれ同表右欄の言葉に読み替えて適用するものとします。

相互接続点	NTT Com ひかり電話相互接続点
サービス接続点	NTT Com ひかり電話サービス接続点
利用回線	NTT Com ひかり電話利用回線
協定事業者	NTT Com ひかり電話協定事業者
契約事業者	契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。）
相互接続協定	NTT Com ひかり電話相互接続協定

（外国における取扱いの制限）

第3条 NTT Com ひかり電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 NTT Com ひかり電話サービスの種類等

（NTT Com ひかり電話サービスの種類）

第3条の2 NTT Com ひかり電話サービスには、次の種類があります。

種類	内容
コース1	NTT Com ひかり電話利用回線を利用してNTT Com ひかり電話サービスを利用することができるもの
コース2	特定加入者回線とともにNTT Com ひかり電話サービスを提供するもの

（NTT Com ひかり電話サービスの品目等）

第4条 NTT Com ひかり電話サービスには、料金表に規定する品目及び細目があります。

第3章 契約

（契約の単位）

第5条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに1のNTT Com ひかり電話契約を締結します。この場合、NTT Com ひかり電話契約者は、1のNTT Com ひかり電話契約につき、1人に限ります。

（特定加入者回線の終端）

第5条の2 当社は、NTTCom ひかり電話契約者（コース2に係る者に限ります。）が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを特定加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点（その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定

めるときは、NTT Com ひかり電話契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第6条 共通編第9条（I P通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、NTT Com ひかり電話契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込をしていただきます。

2 前項に規定するほか、NTT Com ひかり電話契約の申込み（コース2に係るものに限り。）に際しひかり電話の転用、ひかり電話の事業者変更（入）又は光回線再利用（入）を希望するときは、その旨及び承諾番号（転用承諾番号、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号）を当社所定の方法により申し出ていただきます。

3 前項の場合において、そのNTT Com ひかり電話契約の申込みをした者が、契約事業者の特定約款の第22条の2（I P通信網サービスの転用）第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、そのNTT Com ひかり電話契約の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第7条 当社は、NTT Com ひかり電話契約の申込みがあった場合は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第1項の規定に準じて取り扱います。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、そのNTT Com ひかり電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) NTT Com ひかり電話契約（コース1に係るものに限り。）の申込みをした者が、そのNTT Com ひかり電話契約に係るNTT Com ひかり電話利用回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) NTT Com ひかり電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) NTT Com ひかり電話契約の申込みをした者がNTT Com ひかり電話サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) NTT Com ひかり電話相互接続点に係るNTT Com ひかり電話協定事業者の承諾が得られないとき、その他NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第36条（利用に係る契約者の義務）又は第37条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、コース2に係るNTT Com ひかり電話契約の申込みについては、その特定加入者回線の終端の場所が別記21に定める区域内となる場合に限り、承諾します。

(ひかり電話の事業者変更)

第7条の2 当社は、ひかり電話の事業者変更（入）の申込みにおいて、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) NTT Com ひかり電話契約（コース2に係るものに限り。）の事業者変更（入）と同時にその電気通信サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を請求したとき。
- (2) 現に利用している電気通信サービスに係る付加機能が、NTT Com ひかり電話契約（コース2に係るものに限り。）の付帯サービスでない場合において、当該付加機能の契約を共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者のI P通信網サービスの契約へ移行することを承諾しないとき。
- (3) NTT Com ひかり電話契約（コース1に係るものに限り。）の事業者変更（入）と同時に、現に利用している電気通信サービスからNTT Com ひかり電話利用回線への事業者変更（入）を行わないとき。

2 NTT Com ひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社がNTT Com ひかり電話契約者からの請求に基づきそのNTT Com ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所及び付帯サービス等（光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。）を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることにつ

いて承諾しないとき。

(3) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(4) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

(5) NTT Com ひかり電話契約（コース 1 に係るものに限ります。）のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用している NTT Com ひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。

3 当社は NTT Com ひかり電話契約者（コース 2 に係るものに限ります。）からのひかり電話の事業者変更（出）の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて 15 日とします。

（光回線再利用）

第 7 条の 3 当社は、光回線再利用（入）の申込みにおいて、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) NTT Com ひかり電話契約（コース 2 に係るものに限ります。）の光回線再利用（入）と同時にその電気通信サービスに係る移転を請求したとき。

(2) 光回線再利用（入）にあたり、その再利用する引込線に係る情報（光回線再利用に関して当社が NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者から取得する光回線再利用承諾番号、NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者へ通知し、また、契約事業者が利用することを NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者が承諾しないとき。

(3) 光回線再利用（入）を適用することが設備上困難であるとき。

2 NTT Com ひかり電話契約者はひかり電話の光回線再利用（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 当社が NTT Com ひかり電話契約者からの請求に基づきその NTT Com ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。

(2) 光回線再利用（出）にあたり、その再利用する引込線に係る情報（NTT Com ひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者へ通知し、また、契約事業者が利用することを NTT Com ひかり電話契約者が承諾しないとき。

(3) 移行先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(4) 光回線再利用（出）を適用することが設備上困難であるとき。

(5) その他光回線再利用（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社は NTT Com ひかり電話契約者（コース 2 に係るものに限ります。）からの光回線再利用（出）の請求を承諾したときは、光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、光回線再利用承諾番号の有効期限は払出日を含めて 15 日とします。

（契約者回線番号）

第 8 条 NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号は、1 の NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに当社が定めます。

2 NTT Com ひかり電話利用回線等の移転等により、その NTT Com ひかり電話利用回線等について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 前 2 項の規定により、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを NTT Com ひかり電話契約者に通知します。

（注 1）番号ポータビリティ（事業法第 50 条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

- ・技術的に困難な場合等実施の例外として総務大臣が特に認める場合（総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる場合等とします。総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が

異なる区域については、契約事業者の電話サービス契約約款に定めるものとします。)

- ・他の電気通信事業者が番号ポータビリティを認めない場合

(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第33条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

第9条 NTT Com ひかり電話契約者は、迷惑電話(いたづら、いやがらせその他これに類する通信であつて、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属IP通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

(種類の変更)

第9条の2 NTT Com ひかり電話契約者は、種類の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後のNTT Com ひかり電話契約サービス(コース2に係る者に限ります。)については、その変更の日までにそのNTT Com ひかり電話契約に係るNTT Com ひかり電話利用回線の利用を開始するものとします。

- 2 当社は、第1項の請求があつたときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

第10条 NTT Com ひかり電話契約者は、品目又は細目の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者は、メニュー1とメニュー2又はメニュー3の間の相互の細目の変更の請求をすることができません。

- 3 第1項の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者(メニュー1-2に係る者(細目の変更の申出のあつた日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれかの期間において、NTT Com ひかり電話サービス(メニュー1-2に係るものに限ります。)の提供を受けていた者を含みます。)に限り)は、料金月の初日以外の日において、メニュー1-1(同一契約者に係るNTT Com ひかり電話利用回線間の通信料の月極割引の適用を受ける場合に限り)への細目の変更の請求をすることができません。

- 4 当社は、第1項の請求があつたときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(特定加入者回線の移転)

第10条の2 NTT Com ひかり電話契約者(コース2に係るものに限り)は、特定加入者回線の移転を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(収容IP通信網サービス取扱所)

第10条の3 当社は、特定加入者回線をそれぞれ次のIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容IP通信網サービス取扱所
1 特定加入者回線の終端のある場所がIP通信網サービス区域(契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)内となるもの	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取扱所であつて、当社が指定するもの
2 特定加入者回線の終端のある場所がIP通信網サービス区域外となるもの	その特定加入者回線の終端のある場所の近隣のIP通信網サービス取扱所であつて、当社が指定するもの

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第33条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(利用の一時中断)

第11条 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から請求があつたときは、NTT Com ひかり電話サービスの利用の一時中断(その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをい

います。以下同じとします。)を行います。

(契約に係る利用権の譲渡)

第12条 NTT Com ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権 (NTT Com ひかり電話契約者が NTT Com ひかり電話契約に基づいて NTT Com ひかり電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡については、共通編第 13 条 (I P 通信網契約に基づく権利の譲渡) 第 1 項の規定に準じて取り扱います。

2 NTT Com ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定により NTT Com ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、共通編第 13 条第 3 項に規定するほか、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) その NTT Com ひかり電話契約 (コース 1 に係るものに限ります。) に係る NTT Com ひかり電話利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(2) NTT Com ひかり電話契約 (コース 1 に係るものに限ります。) に係る I P 通信網利用権を譲り受けようとする者がその NTT Com ひかり電話契約に係る NTT Com ひかり電話利用回線の契約を締結している者同一の者とならないとき。

(3) NTT Com ひかり電話相互接続点との間の通信を伴う契約に係る I P 通信網利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る NTT Com ひかり電話協定事業者の承諾が得られないとき、その他 NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 NTT Com ひかり電話契約に係る I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、NTT Com ひかり電話契約者の有していた一切の権利及び義務 (第 28 条 (通信料の支払義務) の規定により、NTT Com ひかり電話協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。) を承継します。

(契約者が行う契約の解除)

第12条の2 NTT Com ひかり電話契約者が事業者変更 (出)、光回線再利用 (出) 又は番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第 14 条 (I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除) の通知があったものとみなし、NTT Com ひかり電話契約を解除します。

(当社が行う契約の解除)

第13条 当社が行う NTT Com ひかり電話契約の解除については、共通編第 15 条 (当社が行う I P 通信網契約の解除) の規定に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、当社は、第 18 条 (利用停止) の規定により NTT Com ひかり電話サービスの利用を停止された NTT Com ひかり電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その NTT Com ひかり電話契約を解除することがあります。

3 当社は、NTT Com ひかり電話契約者が第 18 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

4 当社は、前 2 項に規定する場合のほか、次の場合は、その NTT Com ひかり電話契約 (コース 1 に係るものに限ります。以下この項において同じとします。) を解除することがあります。

(1) NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。

(2) NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、その NTT Com ひかり電話サービスに係る I P 通信網利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

(3) NTT Com ひかり電話利用回線の移転等により契約事業者の音声利用 I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。

(4) NTT Com ひかり電話利用回線について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(その他の提供条件)

第14条 NTT Com ひかり電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

(不提供)

第15条 当社は、NTT Com ひかり電話サービスを提供するにあたり、契約者回線が I P 通信網サービス取扱所内を端末とするものは提供しません。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条の2 当社は、共通編第18条(付加機能の提供)第1項に規定するほか、付加機能(転送電話機能に限ります。)の請求があったとき、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第4の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、その付加機能を提供できない場合があります。

(付加機能の利用の一時中断)

第16条 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(付加機能の廃止)

第16条の2 当社は、付加機能(特定番号通知機能に限ります。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第5章 利用中止等

(利用中止等)

第17条 当社は、共通編第23条(利用中止)第1項に規定するほか、次の場合には、NTT Com ひかり電話サービスの利用の一部又は全部を中止することがあります。

- (1) NTT Com ひかり電話サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定のNTT Com ひかり電話利用回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定によりNTT Com ひかり電話サービスの利用を中止するときは、共通編第23条第2項の規定に準じて取り扱います。

3 第1項に規定するほか、NTT Com ひかり電話サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、そのNTT Com ひかり電話サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第18条 共通編第24条(利用停止)の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

当社は、NTT Com ひかり電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのNTT Com ひかり電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったNTT Com ひかり電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われたことを当社が知った日以降の当社が指定する日までの間)、そのNTT Com ひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第31条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)
- (2) NTT Com ひかり電話契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第31条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)
- (3) NTT Com ひかり電話利用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) NTT Com ひかり電話利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかつたとき。
- (5) 第36条(利用に係る契約者の義務)又は第37条(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認められたとき。
- (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であつてNTT Com ひかり電話サービスに関する当社の

業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 前項に規定するほか、当社は、NTT Com ひかり電話契約者が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限り。）について、事実を告げず、又は不実のことを告げる こと等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限り。）することができない場合、そのNTT Com ひかり電話契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金 について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのNTT Com ひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) NTT Com ひかり電話契約者の氏名又は名称
- (2) NTT Com ひかり電話契約者の住所又は居所
- (3) その他NTT Com ひかり電話サービスの提供に必要な事項

3 当社は、第1項の規定によりNTT Com ひかり電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第4号により、NTT Com ひかり電話サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注1) 本条第2項の当社が別に定める規定は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの方法）、第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）、別記4（IP通信網契約者の地位の承継）及び別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注3) 本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

（提供休止）

第19条 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款等の廃止又は契約事業者の電気通信事業の休止若しくは廃止により、NTT Com ひかり電話契約者がNTT Com ひかり電話サービスを全く利用できなくなったときは、そのNTT Com ひかり電話サービスについて提供休止（そのNTT Com ひかり電話サービスに係る電気通信設備及び契約者回線番号を他に転用することを条件としてそのNTT Com ひかり電話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのNTT Com ひかり電話サービスについて、NTT Com ひかり電話契約者からNTT Com ひかり電話契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、提供休止しようとするときは、あらかじめそのことをNTT Com ひかり電話契約者に通知します。

3 第1項の提供休止の期間は、その提供休止をした日から起算して1年間とし、その提供休止の期間を経過した日において、そのNTT Com ひかり電話契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのNTT Com ひかり電話契約者にそのことを通知します。

第6章 通信

（相互接続点との間の通信等）

第20条 相互接続通信は、NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき当社が別に定める通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社がNTT Com ひかり電話相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 当社が別に定める通信は、別記4に定めるところによります。

（通信の切断）

第21条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項及び第15条の2第3項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、契約事業者（契約事業者の委任を受けた当社を含みます。）は、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

（通信時間等の制限）

第22条 前条及び共通編第26条（通信利用の制限等）の規定によるほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第23条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2(通信料)に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第24条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2(通信料)に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第25条 NTT Com ひかり電話利用回線等から契約者回線等への通信については、そのNTT Com ひかり電話利用回線等に係るNTT Com ひかり電話契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、NTT Com ひかり電話利用回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けているNTT Com ひかり電話利用回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通信

(注) 当社が別に定める通信は、次のとおりとします。

アナログ方式の自動車・携帯電話(一部を除く)への通信、地域系事業者(一部を除く)の契約者回線への通信、国際通話等

2 前項の規定により、そのNTT Com ひかり電話利用回線等の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話利用回線等から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、そのNTT Com ひかり電話契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及びNTT Com ひかり電話に係る利用回線等の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

5 NTT Com ひかり電話契約者は、前4項の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信者電話番号通知リクエスト機能とします。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第26条 当社が提供するNTT Com ひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するNTT Com ひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するNTT Com ひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

(利用料金の支払義務)

第27条 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する利用料金等の支払義務として、NTT Com ひかり電話契約者(メニュー1に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)にあつては、そのNTT Com ひかり電話契約に基づいて当社がNTT Com ひかり電話サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、NTT Com ひかり電話契約

の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間について、当社が提供する NTT Com ひかり電話サービスの態様に応じて料金表第 1 表第 1（利用料金）に規定する利用料金及び第 1 表第 2（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により NTT Com ひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、NTT Com ひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、NTT Com ひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第 24 条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を NTT Com ひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日を NTT Com ひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。
 - (3) 前 2 号の規定によるほか、NTT Com ひかり電話契約者は、次の場合を除き、NTT Com ひかり電話サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 NTT Com ひかり電話契約者の責めによらない理由により、その NTT Com ひかり電話サービスを全く利用できない状態（その NTT Com ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその NTT Com ひかり電話サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその NTT Com ひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその NTT Com ひかり電話サービスについての料金
3 NTT Com ひかり電話回線収容部（NTT Com ひかり電話利用回線と IP 通信網設備（NTT Com ひかり電話利用回線に係る設備を除きます。）の接続点をいいます。以下同じとします。）の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更又は移転に伴って、NTT Com ひかり電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（NTT Com ひかり電話契約者の都合により NTT Com ひかり電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその NTT Com ひかり電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第 27 条の 2 共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、NTT

Com ひかり電話契約者(メニュー2又はメニュー3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)にあっては、そのNTT Com ひかり電話契約に基づいて当社がNTT Com ひかり電話サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するNTT Com ひかり電話サービスの態様に応じて料金表第1表第1(利用料金)に規定する利用料金及び第1表第2(通信料)に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりNTT Com ひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、前条第2項の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、前条第3項の規定に準じて取り扱います。

(通信料の支払義務)

第28条 NTT Com ひかり電話契約者は、NTT Com ひかり電話利用回線等から行った通信(そのNTT Com ひかり電話利用回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2(通信料)の規定(第1表第2(通信料)に規定する定額通信料を除きます。)とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者又は相互接続通信の利用者は、NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき当社又はNTT Com ひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又はNTT Com ひかり電話協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、通信料について、料金表第1表第1(利用料金)又は同表第2(通信料)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 NTT Com ひかり電話契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2(通信料)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、NTT Com ひかり電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4及び別記16から別記19に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第28条の2 NTT Com ひかり電話契約者は、NTT Com ひかり電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第29条 NTT Com ひかり電話契約者は、NTT Com ひかり電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのNTT Com ひかり電話契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算等)

第30条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第31条 削除

第8章 保守

(契約者の切分責任)

第32条 削除

(修理又は復旧の順位)

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、共通編第26条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 共通編別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第34条 当社は、NTT Com ひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、そのNTT Com ひかり電話サービスを全く利用できない状態（そのNTT Com ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、契約事業者又はNTT Com ひかり電話協定事業者が契約事業者又はNTT Com ひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、NTT Com ひかり電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りします。）について、24

時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその NTT Com ひかり電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第 1 表第 1 (利用料金) に規定する利用料金
 - (2) 料金表第 1 表第 2 (通信料) に規定する通信料 (NTT Com ひかり電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料 (前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)
- 3 当社の故意又は重大な過失により NTT Com ひかり電話サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第 1 表第 1 に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
- (注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、NTT Com ひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。
- (注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第 10 章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第 35 条 NTT Com ひかり電話契約の申込みの承諾を受けた者又は I P 通信網利用権を譲り受けることの承認を受けた者 (以下この条において「契約者等」といいます。) は、別記 20 に定める NTT Com ひかり電話協定事業者 (事業法第 9 条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。) がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記 20 に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する NTT Com ひかり電話協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その NTT Com ひかり電話協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第 36 条 NTT Com ひかり電話契約者は、共通編第 42 条 (利用に係る I P 通信網契約者の義務) 第 1 項に規定するほか、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に NTT Com ひかり電話利用回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は NTT Com ひかり電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2 NTT Com ひかり電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第 37 条 前条に規定するほか、NTT Com ひかり電話契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。NTT Com ひかり電話契約者が、コールバックサービス (本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
-----	-----

ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第 38 条 NTT Com ひかり電話契約者は、NTT Com ひかり電話協定事業者（その NTT Com ひかり電話契約者と他社相互接続通信（NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその NTT Com ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その NTT Com ひかり電話協定事業者に通知する必要があることについて、同意していただきます。

- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る NTT Com ひかり電話協定事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3 NTT Com ひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、NTT Com ひかり電話利用回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する NTT Com ひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
- 4 NTT Com ひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により NTT Com ひかり電話サービスに関する業務を行う者に通知する必要があることについて、同意していただきます。
- 5 NTT Com ひかり電話契約者は、当社が、第 31 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその NTT Com ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 18 条（利用停止）の規定に基づきその NTT Com ひかり電話サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する必要があることについて、同意していただきます。
- 6 NTT Com ひかり電話契約者は、当社が第 31 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその NTT Com ひかり電話サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する必要があることについて、同意していただきます。

(注 1) 当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

- ・着信お知らせメール機能
- ・FAX お知らせメール機能

(注 2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

- ・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
- ・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

(契約事業者への氏名の通知等)

第 39 条 NTT Com ひかり電話契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社が NTT Com ひかり電話契約者（その者の NTT Com ひかり電話利用回線等が契約事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限り、以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴等（通信が行われた時刻等料金請求その他 NTT Com ひかり電話サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者に通知する必要があることについて、予め同意するものとします。

- 2 NTT Com ひかり電話契約者は、契約事業者が次の各号において、前項に基づき契約事業者が保有する NTT Com ひかり電話契約者の情報を第三者（NTT Com ひかり電話契約者が契約を締結している電気通信事

業者又は契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。) に開示する場合がありますことについて予め同意するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等その NTT Com ひかり電話契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託により NTT Com ひかり電話サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等その NTT Com ひかり電話契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

3 NTT Com ひかり電話契約者は、ひかり電話の事業者変更(出)にあたり、その特定加入者回線に係る情報(光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、NTT Com ひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、特定加入者回線の設置場所、特定加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者が NTT Com ひかり電話契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する NTT Com ひかり電話契約者と契約事業者との契約内容をいいます。)のうち、ひかり電話の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

4 NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者又は NTT Com ひかり電話契約者(以下この項において「申込者等」といいます。)は、光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報(光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。)について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者に通知し、また、契約事業者が利用することを予め承諾するものとします。

(NTT Com ひかり電話協定事業者からの通知)

第 39 条の 2 NTT Com ひかり電話契約者は、共通編第 46 条(協定事業者からの通知)に規定するほか、当社が、NTT Com ひかり電話利用回線等から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるときは、NTT Com ひかり電話協定事業者から必要な NTT Com ひかり電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(時報サービス及び災害用伝言ダイヤル)

第 40 条 NTT Com ひかり電話契約者は、次表により時報サービス及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合(国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。)に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

2 当社は、時報サービスに係る通信について、時報を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3 時報サービスの利用に係る通信の料金については、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))に定める通信料を適用するものとします。

(番号案内)

第 40 条の 2 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は契約事業者の特定約款に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内(以下「番号案内」といいます。)を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。この場合において、NTT Com ひかり電話契約者は、その NTT Com ひかり電話利用回線等

から利用した番号案内（そのNTT Com ひかり電話契約者以外の者が利用した場合を含みます。）について、料金表第1表第4（番号案内に関する料金）に規定する番号案内料の支払いを要します。

（番号情報の提供）

第40条の3 当社は、番号情報の提供については、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。

（契約者に対する通知）

第40条の4 NTT Com ひかり電話契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、NTT Com ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) NTT Com ひかり電話契約者がNTT Com ひかり電話契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たNTT Com ひかり電話契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、NTT Com ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) NTT Com ひかり電話契約者がNTT Com ひかり電話契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たNTT Com ひかり電話契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、NTT Com ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がNTT Com ひかり電話契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、NTT Com ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、NTT Com ひかり電話契約者に対する通知が完了したものとします。

第11章 附帯サービス

（附帯サービス）

第41条 NTT Com ひかり電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記8から14に定めるところによります。

別記

1 NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約

- (1) NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー1に係るものに限ります。）について、NTT Com ひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7及びカテゴリー9に係るものに限ります。）に係る契約
Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約

- (2) NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限ります。）について、NTT Com ひかり電話利用回線とすることができる電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
株式会社NTTドコモのI P 通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8コース1に係るものに限ります。）に係る契約
当社のI P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7及びカテゴリー9に係るものに限ります。）に係る契約
当社の Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約
備考 NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限ります。）については、株式会社NTTドコモの第2種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン25又はプラン26に係るものに限ります。）をNTT Com ひかり電話利用回線とすることができません。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により NTT Com ひかり電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（NTT Com ひかり電話利用回線等に係る NTT Com ひかり電話契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者の地位の承継においてその届出がないときは、当社は、その NTT Com ひかり電話契約に係る NTT Com ひかり電話利用回線の契約者の地位の承継の届出をもって、その NTT Com ひかり電話契約者の地位の承継の届出があったものとみなして取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) NTT Com ひかり電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) NTT Com ひかり電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更においてその届け出がないときは、当社は、NTT Com ひかり電話利用回線の契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先を NTT Com ひかり電話サービスの契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先とみなして取り扱います。

- (3) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) (1)から(3)に規定するほか、NTT Com ひかり電話契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更があったにもかかわらず所属 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 13 条（当社が行う契約の解除）、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）及び第 21 条（通信の切断）に規定する通知（料金表に規定するそれらに相当する通知を含みます。）については、当社は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

- (1) NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。
- ア 国内通信に係る相互接続通信は、NTT Com ひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
- イ 国際通信に係る相互接続通信は、KDD I 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、NTT Com ひかり電話契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。
- (2) 別記 19（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記 19 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。
- ただし、当社又は NTT Com ひかり電話協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第 1 表第 1（利用料金）、同表第 2（通信料）又は NTT Com ひかり電話協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (4) 別記 19 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者（別記 16 に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（別記 6 (1)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア 中継事業者に係る他社相互接続通信（別記 6 (2)に定めるものとします。以下この別記 4 において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。
- その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。
- イ 中継事業者に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。
- その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 19 に定めるところによります。
- (5) 別記 19 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記 13 に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（別記 6 (3)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その NTT Com ひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は別記 6 (4)に定める NTT Com ひかり電話協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間のNTT Com ひかり電話相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、そのNTT Com ひかり電話協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ NTT Com ひかり電話利用回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。

5 NTT Com ひかり電話サービスの提供に係るNTT Com ひかり電話協定事業者

(契約者回線等（別記21に定めるエリアに係るもの）に準じます。)

区分	協定事業者
東日本エリア	西日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社 株式会社STNet 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 Coltテクノロジーサービス株式会社 楽天モバイル株式会社 株式会社安子の電話 株式会社アドベント ベライゾンジャパン合同会社 ティー・システムズジャパン株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 東京テレメッセージ株式会社 株式会社エネコム 株式会社トークネット 北海道総合通信網株式会社 株式会社QNet ブラステル株式会社 シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 イクアント・ジャパン株式会社 株式会社オブテージ 株式会社ウィルコム沖縄 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社NTTぶらら 株式会社NTTドコモ ZIP Telecom株式会社 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード 大江戸テレコム株式会社
西日本エリア	東日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社 株式会社STNet 北陸通信ネットワーク株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 Coltテクノロジーサービス株式会社 楽天モバイル株式会社 株式会社スーパーネットワークユー 株式会社ケーブルネットワークやちよ 株式会社サークルアジア 株式会社アドベント ベライゾンジャパン合同会社 ティー・システムズジャパン株式会社 沖縄セルラー電話株式会社

	ソフトバンク株式会社 東京テレメッセージ株式会社 株式会社エネコム 株式会社トークネット 北海道総合通信網株式会社 株式会社 QNet ブラステル株式会社 シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 イクアント・ジャパン株式会社 株式会社オブテージ 株式会社アステル沖縄 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 株式会社NTTぷらら 株式会社NTTドコモ 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード 大江戸テレコム株式会社
--	---

6 NTT Com ひかり電話サービスの提供に係る NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信設備

(1) 別記4(4)の中継事業者に係る相互接続通信の着信に係る電気通信設備

KDDI 株式会社 of のダイヤルアップルータ、株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定するオープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(2) 別記4(4)の中継事業者に係る他社相互接続通信に係る電気通信設備

KDDI 株式会社 of のダイヤルアップルータ、株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定するオープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(3) 4(5)の携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信に係る電気通信設備

090	310	143
		14XX
		14XX
		16XX
		14XX
		18XX
	665	1406
		1416
	※ABC	1401
		1403
		1406
		1410
		1411
		1412
		1413
		1416
		1418
		1420
1421		

	※DEF	1422
		1410
		1411
		1412
		1415
		1416
		1417
		1418
		1419
		1420
		1421
		1422
		1428
		1429
		14300
		14310
		14370
		14371
14372		

Xには0から9の任意の番号が入り、※ABC、※DEFには次に対応する番号が入ります。

※ABC	130
	861
	391
	393
	131
	392
	860
	132
	341

※DEF	381
	383
	382

(4) 4(6)のNTT Com ひかり電話協定事業者

区分	協定事業者
東日本エリア	西日本電信電話株式会社
西日本エリア	東日本電信電話株式会社

6の2 NTT Com ひかり電話契約者からの特定加入者回線の設置場所の提供等

特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が特定加入者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのNTT Com ひかり電話契約者から提供していただきます。

7 電話帳

(1) 当社は、契約事業者の電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます）

- す。)にNTT Com ひかり電話契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、契約事業者の電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) NTT Com ひかり電話契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)第1(重複掲載料)に規定する料金の支払いを要します。

8 料金明細内訳情報の提供

当社は、料金明細内訳情報を、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

9 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、I P通信網利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- ア 契約の申込みの承諾年月日
- イ 契約者回線番号
- ウ 契約者の住所又は居所及び氏名
- エ 特定加入者回線の終端の場所
- オ そのNTT Com ひかり電話サービスの種類、品目及び細目
- カ I P通信網利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
- キ I P通信網利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表第2(証明手数料)に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) NTT Com ひかり電話契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10 支払証明書の発行

- (1) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から請求があったときは、当社がそのNTT Com ひかり電話サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属I P通信網サービス取扱所において、そのNTT Com ひかり電話サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) NTT Com ひかり電話契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表第3(支払証明書の発行手数料)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) NTT Com ひかり電話契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10の2 端末設備の提供等

- (1) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者(メニュー1に係る者に限ります。)から請求があったときは、その1のNTT Com ひかり電話利用契約につき1の端末設備を、NTT Com ひかり電話契約者(メニュー2及びメニュー3に係る者に限ります。)から請求があったときは、その1のNTT Com ひかり電話利用契約につき1以上の端末設備を提供します。この場合において、NTT Com ひかり電話契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、NTT Com ひかり電話契約者から提供していただきます。
- (3) 当社が提供する端末設備に必要な電気は、NTT Com ひかり電話契約者から提供していただきます。
- (4) NTT Com ひかり電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- (5) 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、NTT Com ひかり電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- (6) 当社は、端末設備を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害(約款の規定により当社が賠償することとなる

部分を除きます。)を賠償します。

- (7) NTT Com ひかり電話契約者は次のことを守っていただきます。
- ア 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - イ 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は NTT Com ひかり電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - ウ 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - エ 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - オ 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - カ 端末設備に故障、滅失又はき損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (8) NTT Com ひかり電話契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) 第 12 条（契約に係る利用権の譲渡）又は第 13 条（当社が行う契約の解除）の規定により NTT Com ひかり電話利用契約が解除となったときは、その端末設備を利用していた者は、端末設備を現状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。
- (10) 前項に規定する期限までに端末設備が返却されない場合は、その NTT Com ひかり電話契約者は、当社が指定する期日までに、料金表第 3 表第 4（端末設備の提供等に係る料金）に定める違約金を支払っていただきます。
- (11) 前 11 項に定めるほか、端末設備に関する料金その他の取扱いについては、この約款の定めによるものとします。

10 の 3 端末設備設定シート記入の代行

- (1) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（メニュー 2 に係る者に限ります。）から請求（その端末設備（別記 10 の 2 の規定に基づき当社が提供するものに限ります。以下この別記 10 の 3 において同じとします。）に関する提供の開始の請求と同時に行われた場合に限ります。以下、(1)において同じとします。）があったときは、その 1 の NTT Com ひかり電話利用契約につき 1 の端末設備設定シート記入の代行（NTT Com ひかり電話契約者からの要請に基づき当社所定の書式への記載の代行を行うことをいいます。以下同じとします。）を、NTT Com ひかり電話契約者（メニュー 3 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の NTT Com ひかり電話利用契約につき 1 以上の端末設備設定シート記入の代行を料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）第 6（端末設備設定シート記入の代行に係る料金）の定めるところにより提供します。この場合、NTT Com ひかり電話契約者は、料金表第 3 表第 6（附帯サービスに係る料金）に規定する端末設備設定シート記入代行料の支払いを要します。
- (2) 端末設備設定シート記入の代行については当社所定の方法により請求していただきます。
- (3) (1) 及び(2)に定めるほか、端末設備設定シート記入の代行に関する料金その他の取扱いについては、この約款の定めによるものとします。

11 契約事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、NTT Com ひかり電話サービスに係る契約の申込みをする者又は NTT Com ひかり電話契約者から要請があったときは、契約事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行う場合があります。

12 情報料回収代行の承諾

NTT Com ひかり電話契約者は、有料情報サービス（NTT Com ひかり電話サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有

料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

13 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記 12 (情報料回収代行の承諾) の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その NTT Com ひかり電話契約者に請求します。この場合、その利用に係るサービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

14 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

15 新聞社等の基準

削除

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第 1 号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者 (西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社を除きます。)
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) 第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信 (16 (携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス) に規定するものに限り) を提供する電気通信事業者
4 削除	削除
5 削除	削除
6 IP 電話事業者	電気通信番号規則別表第 6 号に規定する電気通信番号 (18 (IP 電話事業者の電気通信サービス) に規定するものに限り) を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
株式会社 NTT ドコモ、KDD I 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の提供する電気通信サービス (無線設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信に限り)。

18 IP 電話事業者の電気通信サービス

使用される電気通信サービス
契約事業者の特定約款に定める IP 電話事業者の電気通信サービスにおいて定める電気通信サービス

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等 （中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	当社	当社	その通信（そのNTT Comひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続NTT Comひかり電話契約者	この約款の定めるところによります。	
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)から(5)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります
		(2) 削除	削除	削除	削除	削除

		(3) 契約事業者に係る電気通信設備 (電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。)から発信し、当社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	当社	契約事業者	当社の契約約款に規定する者	当社の契約約款に別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(4) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合 (2)又は(3)の場合を除く。)	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備： 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備： 接続契約者回線等	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。	
4	削除	削除	削除	削除	削除	
5	発信側の電気通信設備： I P電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備： 接続契約者回線等	I P電話事業者	同左	そのI P電話事業者の契約約款等に規定する者	そのI P電話事業者の契約約款等に定めるところによります。	
6	発信側の電気通信設備： 契約者回線等	着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	当社	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。

20 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

21 提供エリア

区分	都道府県名
東日本エリア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
西日本エリア	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、NTT Com ひかり電話契約者がその NTT Com ひかり電話契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、NTT Com ひかり電話契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときを除いて、利用料金等（第 1 表第 2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）については、日割しません。
 - (1) 料金月の初日以外の日により NTT Com ひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (2) 第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表（2 欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
 - (3) 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 2 の 2 当社は、NTT Com ひかり電話契約（メニュー 2 及びメニュー 3 に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（第 1 表第 2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日により NTT Com ひかり電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に NTT Com ひかり電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があり、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日によりチャネル数の変更その他付加機能の利用の態様の変更及び NTT Com ひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表（2 欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
 - (6) 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 3 の 2 2 の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第 1 表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第 1（利用料金）2（料金額）の 2－3（ユニバーサルサービス料）及び 2－4（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。
- 4 通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ NTT Com ひかり電話契約者の承諾を得て、1 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 NTT Com ひかり電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する IP 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 NTT Com ひかり電話契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、NTT Com ひかり電話契約者の承諾を得て、2 月以上の料金

を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、NTT Com ひかり電話契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
 (注) 10 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 27 条（利用料金の支払義務）の規定から第 29 条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(注 1) 11 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注 2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注 3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の IP 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第 1 利用料金

1 適用

区別	内容										
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目、基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) コース 2 には次表に規定する品目があります。この場合において、同表右欄におけるメニュー及びプランについては、契約事業者の IP 通信網サービス契約約款に定めるものをいいます。</p> <p>(a) 東日本エリアに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン 1-1</td> <td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 1Gb/s 品目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン 1-2</td> <td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 200Mb/s 品目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン 1-3</td> <td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 100Mb/s 品目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン 1-4</td> <td>共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	プラン 1-1	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 1Gb/s 品目	プラン 1-2	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 200Mb/s 品目	プラン 1-3	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 100Mb/s 品目	プラン 1-4	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの
品目	内容										
プラン 1-1	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 1Gb/s 品目										
プラン 1-2	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 200Mb/s 品目										
プラン 1-3	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー 5-1 のプラン 3-1 の 100Mb/s 品目										
プラン 1-4	共通編別記 17 の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの										

		メニュー 5-2 の 1Gb/s 品目のプラン 1
プラン 1-5	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 1Gb/s 品目のプラン 2
プラン 1-6	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 1Gb/s 品目のプランミニ
プラン 1-7	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 200Mb/s 品目のプラン 1
プラン 1-8	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 100Mb/s 品目のプラン 1
プラン 1-9	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 200Mb/s 品目のプラン 2
プラン 1-10	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 100Mb/s 品目のプラン 2
プラン 1-11	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 200Mb/s 品目のプランミニ
プラン 1-12	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-2 の 100Mb/s 品目のプランミニ
(b) 西日本エリアに係るもの		
プラン 2-1	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-1 の 1Gb/s 品目のプラン 3
プラン 2-2	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-1 の 200Mb/s 品目
プラン 2-3	共通編別記 17 の (3) のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの	
		メニュー 5-1 の 100Mb/s 品目のプラン 5-1

プラン2-4	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の1Gb/s品目のプラン1
プラン2-5	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の1Gb/s品目のプラン2
プラン2-6	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の1Gb/s品目のプランミニ
プラン2-7	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の200Mb/s品目のプラン1
プラン2-8	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の100Mb/s品目のプラン1
プラン2-9	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の200Mb/s品目のプラン2
プラン2-10	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の100Mb/s品目のプラン2
プラン2-11	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の200Mb/s品目のプランミニ
プラン2-12	共通編別記17の(3)のイに規定する特定協定事業者に係る光アクセス回線であって、次の品目のものを利用して提供するもの メニュー5-2の100Mb/s品目のプランミニ

(イ) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別

区別		内容
メニュー1	メニュー1-1	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの
	メニュー1-2	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能、迷惑電話お断り機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能を有するもの

メニュー 2	同時に 8 チャンネルまでの通信が可能ものであって、メニュー 3 以外のもの															
メニュー 3	基本機能として、2 (料金額) 2-2 (付加機能使用料) に規定する転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能及び迷惑電話お断り機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの															
備考																
1 メニュー 1 については、コース 1 に係る NTT Com ひかり電話契約に限り提供します。																
2 NTT Com ひかり電話契約者は、基本機能として、メニュー 1 又はメニュー 3 にあつては 1 チャンネル、メニュー 2 にあつては 3 チャンネルによる通信を行うことができます。																
3 メニュー 3 に係るチャンネル数の上限については、次表左欄に定める NTT Com ひかり電話利用回線等に係る電気通信サービスの名称及び品目ごとに同表右欄のとおりとします。																
(1) 東日本エリアに係るもの																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気通信サービス</th> <th rowspan="2">チャンネル数の上限</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-1 のプラン 3-1 の II-1 型に係るものに限ります。)</td> <td>100Mb/s</td> <td rowspan="3">左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 32 チャンネルまで</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-2 の II-1 型に係るものに限ります。)</td> <td>100Mb/s</td> <td rowspan="3">左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 8 チャンネルまで</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> </tr> </tbody> </table>		電気通信サービス		チャンネル数の上限	名称	品目	契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-1 のプラン 3-1 の II-1 型に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 32 チャンネルまで	200Mb/s	1Gb/s	契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-2 の II-1 型に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 8 チャンネルまで	200Mb/s	1Gb/s
電気通信サービス		チャンネル数の上限														
名称	品目															
契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-1 のプラン 3-1 の II-1 型に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 32 チャンネルまで														
	200Mb/s															
	1Gb/s															
契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-2 の II-1 型に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 8 チャンネルまで														
	200Mb/s															
	1Gb/s															
(2) 西日本エリアに係るもの																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>電気通信サービスの名称及び品目等</th> <th>チャンネル数の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s 又は 1Gb/s のプラン 3 に係るものに限ります。)</td> <td>左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 32 チャンネルまで</td> </tr> <tr> <td>契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 又は 1Gb/s に係るものに限ります。)</td> <td>左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 8 チャンネルまで</td> </tr> </tbody> </table>		電気通信サービスの名称及び品目等	チャンネル数の上限	契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s 又は 1Gb/s のプラン 3 に係るものに限ります。)	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 32 チャンネルまで	契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 又は 1Gb/s に係るものに限ります。)	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 8 チャンネルまで									
電気通信サービスの名称及び品目等	チャンネル数の上限															
契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s 又は 1Gb/s のプラン 3 に係るものに限ります。)	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 32 チャンネルまで															
契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス (メニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 又は 1Gb/s に係るものに限ります。)	左記の電気通信サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 8 チャンネルまで															
4 メニュー 1-2 又はメニュー 3 については、その NTT Com ひかり電話契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。																
5 メニュー 1-2 又はメニュー 3 が有する各機能の提供条件 (料金に関するものを除きます。) については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。																
6 メニュー 1-2 に係る転送電話機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能は、1 の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー 3 に係る転送電話機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全ての追加番号について利用することができます。																
7 メニュー 1-2 に係る迷惑電話お断り機能に相当する機能は、1 の登録応答装置について、メニュー 3 に係る迷惑電話お断り機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用																

<p>(3) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けているNTT Com ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1" data-bbox="587 376 1281 544"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT Com ひかり電話サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号追加機能（マイナンバー）</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号	番号追加機能（マイナンバー）	追加番号	着信課金機能	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号								
番号追加機能（マイナンバー）	追加番号								
着信課金機能	着信課金番号								
<p>(4) 電話リレーサービス料の適用</p>	<p>2-4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けているNTT Com ひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1" data-bbox="587 741 1281 909"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT Com ひかり電話サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号追加機能（マイナンバー）</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号	番号追加機能（マイナンバー）	追加番号	着信課金機能	着信課金番号
区 分	電気通信番号								
NTT Com ひかり電話サービス	契約者回線番号								
番号追加機能（マイナンバー）	追加番号								
着信課金機能	着信課金番号								
<p>(5) NTT Com ひかり電話サービス （コース2に係るものに限ります。）の付加サービスに関する取扱い</p>	<p>ア NTT Com ひかり電話サービスの付加サービスについては次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（コース2（特定加入者回線が別記21に規定する東日本エリアに係るものに限ります。以下この項において同じとします。）のプラン1-1からプラン1-3に係る者に限ります。）に、インターネットプロトコルバージョン6（以下「IPv6」といいます。）による通信（以下「IPv6通信」といいます。）相当の通信ができる機能を基本機能として提供し、NTT Com ひかり電話契約者（コース2のプラン1-4からプラン1-12に係る者に限ります。）に、IPv6通信が利用できる状態で提供します。</p> <p>(2) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（コース2（特定加入者回線が別記21に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）のプラン2-1及びプラン2-4からプラン2-6に係る者に限ります。）に、IPv6通信相手先拡張機能に相当する機能が利用できる状態で提供し、NTT Com ひかり電話契約者（プラン2-2、プラン2-3及びプラン2-7からプラン2-12の者に限ります。）からIPv6通信相手先拡張機能の提供の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>IPv6通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第1表第1の2（料金額）の2-2（付加機能使用料）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>イ アに規定する場合において、IPv6通信及びIPv6によるIP通信網のみを介して行う通信（以下「IPv6による契約者回線間通信」といいます。）の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p> <p>ウ 当社は、IPv6通信及びIPv6による契約者回線間通信等に関する取扱いについては、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。</p> <p>エ 当社は、共通編第38条（責任の制限）及び本別冊第34条（責任の</p>								

	制限)に規定するほか、この欄に規定する付加サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
(6) 削除	削除

2 料金額

2-1 基本額

(1) コース1のもの

区 分		単 位	料 金 額
メニュー1に係るもの	メニュー1-1に係るもの	NTT Com ひかり電話 利用回線ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
	メニュー1-2に係るもの	NTT Com ひかり電話 利用回線ごとに	1,020 円 (税込価格 1,122 円) (メニュー1-1に係る料金額に相当する額を含みます。)
メニュー2に係るもの		NTT Com ひかり電話利用回線ごとに	1,300 円 (税込価格 1,430 円)
メニュー3に係るもの		NTT Com ひかり電話利用回線ごとに	700 円 (税込価格 770 円) (メニュー1-1に係る料金額に相当する額を含みます。)

(2) コース2のもの

区 分		単 位	料 金 額
プラン1-1に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	6,500 円 (税込金額 7,150 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	6,300 円 (税込金額 6,930 円)
プラン1-2に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	6,500 円 (税込金額 7,150 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	6,300 円 (税込金額 6,930 円)
プラン1-3に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	6,500 円 (税込金額 7,150 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	6,300 円 (税込金額 6,930 円)
プラン1-4に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,550 円 (税込金額 5,005 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,350 円 (税込金額 4,785 円)
プラン1-5に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,150 円 (税込金額 4,565 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	3,950 円 (税込金額 4,345 円)
プラン1-6に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	5,150 円 (税込金額 5,665 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,950 円 (税込金額 5,445 円)
プラン1-7に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,550 円 (税込金額 5,005 円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,350 円 (税込金額 4,785 円)

	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	3,950円 (税込金額 4,345円)
プラン2-11に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	5,150円 (税込金額 5,665円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,950円 (税込金額 5,445円)
プラン2-12に係るもの	メニュー2に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	5,150円 (税込金額 5,665円)
	メニュー3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	4,950円 (税込金額 5,445円)

(3) コース2におけるタイプ2のものに係る加算料

月額

区分	単位	料金額
プラン1-1からプラン1-3及びプラン2-1からプラン2-3に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
プラン1-4からプラン1-12及びプラン2-4からプラン2-12に係るもの	1の特定加入者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

	区分	単位	料金額 (月額)
番号追加機能 (マイナンバー)	そのNTT Com ひかり電話利用回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号 (NTT Com ひかり電話契約者からの請求により当社がそのNTT Com ひかり電話利用回線等に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、そのNTT Com ひかり電話利用回線等に接続される端末設備に送出する機能	1 追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
	備考	<p>1 NTT Com ひかり電話契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>2 1のNTT Com ひかり電話利用回線に付与することができる追加番号の数は、当社が別に定める数を上限とします。</p> <p>3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注) 2に定める当社が別に定める数は、メニュー1のものにあつては4、メニュー2のものにあつては31、メニュー3のものにあつては6,999とします。</p>	
通話中着信機能	通信中に他から着信があることを知らせ、そのNTT Com ひかり電話利用回線 (メニュー1に係るもの) に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能	1 NTT Com ひかり電話利用回線ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
	備考	この機能が提供されているNTT Com ひかり電話契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。	
転送電話機能	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合 (通信中に他から着信があった場合を含みます。) その着信する通信又は着信する通信のうちあらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるもの) に限ります。) から着信する通信のみを、応答前に、NTT Com ひかり電話契約者が指定した番号 (当社が別に定めるもの) に転送することができる機能	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であつて当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るNTT Com ひかり電話利用回線等への通信とこの機能に係るNTT Com ひかり電話利用回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>(注1) 当社が別に定めるもの (あらかじめ登録した番号に関するもの) は、次のとおりとします。 NTT Com ひかり電話サービスに係るNTT Com ひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であつて最大30までの番号。</p> <p>(注2) 当社が別に定めるもの (指定した番号に関するもの) は、次のとおりとします。 NTT Com ひかり電話サービス利用回線から発信が可能な電気通信番号であつて、104番な</p>	

		どの3桁の番号、当社又は協定事業者の着信課金機能の番号及び国際電話の番号等以外の番号を使用しているもの。			
発信者電話番号表示機能	基本機能	この機能を利用する NTT Com ひかり電話利用回線等へ通知される発信者電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）を受信することができる機能	ア メニュー1に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	400円 (税込価格 440円)
			イ メニュー2に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	1,200円 (税込価格 1,320円)
追加機能	発信者電話番号通知リクエスト機能	この機能を利用する NTT Com ひかり電話利用回線等へ発信電話番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者その発信電話番号等を通知しない通信に限りします。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	ア メニュー1に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
			イ メニュー2に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	600円 (税込価格 660円)
備考	<p>当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>（注1）当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。</p> <p>(1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等</p> <p>(2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号</p> <p>(3) 契約事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号</p> <p>(4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由</p> <p>（注2）当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う通信</p>				
迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった NTT Com ひかり電話契約者のために、登録応答装置（その NTT Com ひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能		1の登録応答装置ごとに	200円 (税込価格 220円)	
備考	<p>1 この機能には、次の区分があります。</p> <p>ア 個別着信応答（1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>イ 共同着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>2 1に規定するイの区分は、メニュー1又はメニュー2のものに限り提供します。</p> <p>3 NTT Com ひかり電話契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登</p>				

	<p>録応答装置を利用させていただきます。</p> <p>4 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30以内とします。</p> <p>5 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>6 当社は、現に登録中の番号に係る NTT Com ひかり電話契約利用回線等からの着信に対してお断りする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事業やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>8 当社は、この機能を利用している NTT Com ひかり電話契約について、I P通信網利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話お断り機能を廃止します。</p> <p>9 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対してお断りする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の国際通信に係る番号等を除く番号</p>			
チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）	1のNTT Com ひかり電話利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	下記以外のもの	追加する1のチャンネルごとに	400円 (税込価格 440円)
		メニュー1に係るもの	追加する1のチャンネルごとに	200円 (税込価格 220円)
		メニュー3に係るもの	追加する1のチャンネルごとに	600円 (税込価格 660円)
備考	<p>1 チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）の提供を受けている NTT Com ひかり電話契約者は、その NTT Com ひかり電話利用回線等において、契約事業者の I P通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）を利用した通信を行うことができません。</p> <p>2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>			
テレビ電話機能	この機能を利用する NTT Com ひかり電話サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等と、それに相当する契約者回線等又は当社が別に定める NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話並びに映像及び符号による通信を行うことができる機能		—	—
備考	<p>1 発信者は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別等を指定するものとします。</p> <p>2 NTT Com ひかり電話契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。</p> <p>3 この備考の1又は2の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。</p> <p>4 この機能を利用する NTT Com ひかり電話サービスにおいて、転送電話機能を利用している場合は、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>5 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像及び符号による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。</p> <p>(注) 当社が別に定める NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P通信網サービス（料金表第1表第2類第2（第2種サービスに係るもの）2（料金額）2-1（国内通信に係るもの）2-1-1（タイプ1に係るもの）(2)アの（ア）、（キ）及び（ク）に規定する通信に限ります。）</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P通信網サービス（第2種サービスのタイプ2（東日本電信電話株式会社の音声利用 I P通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除き</p>			

	<p>ます。)に限ります。)</p> <p>(3) 東日本電信電話株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス</p> <p>(4) 東日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 又は第 3 種サービス (西日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)に限ります。)</p>		
着信お知らせメール機能	<p>その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるものに限ります。)からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能</p>	1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
備考	<p>1 NTT Com ひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1 の契約者回線番号又は追加番号につき 5 以内とします。</p> <p>2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等 (契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>3 NTT Com ひかり電話契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>4 当社は、第 34 条 (責任の制限) に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注 1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 NTT Com ひかり電話サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号</p> <p>(注 2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。</p> <p>(1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号 (一部を除く) 等</p> <p>(2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号</p> <p>(3) 契約事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号</p> <p>(4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由</p>		
FAX お知らせメール機能	<p>その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを NTT Com ひかり電話契約者 (メニュー 3 に係る者を除きます。)が指定するメールアドレスへ送信することができる機能</p>	1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)

備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA 4判及びB 4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 NTT Com ひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 NTT Com ひかり電話契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われぬようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>6 ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>8 当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>9 当社は、第34条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注1) 当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 1のファクシミリ通信につき98枚以内</p> <p>(2) 蓄積することができるファイル容量は10メガバイト以内</p> <p>(3) 画像ファイル形式はTIFF形式</p> <p>(注2) 当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>インターネットを利用した接続</p>			
#ダイヤル機能	そのNTT Com ひかり電話利用回線等へ着信する通信を、#ダイヤル番号（NTT Com ひかり電話契約者の請求により当社が付与した番号であって、#ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能	ブロック内利用型（1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定するもの。以下同じとします。）	1の地域につき 1の#ダイヤル番号ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)
		東日本利用型（1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）	1の#ダイヤル番号ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)
		西日本利用型（1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）	1の#ダイヤル番号ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)

備考	<p>1 #ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>2 その契約者回線等へ#ダイヤル番号により行う通信は、NTT Com ひかり電話利用回線等又は契約事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める契約者回線等（第2種サービス及び第3種サービスに係るものに限ります。）から行う通信に限ります。</p> <p>3 NTT Com ひかり電話契約者は、1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域（ブロック内利用型の#ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。）を当社が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の#ダイヤル番号により接続されるNTT Com ひかり電話利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）を指定していただきます。</p> <p>4 当社は、その請求の承諾後、NTT Com ひかり電話契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>5 #ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>6 当社は、東日本利用型をNTT Com ひかり電話契約者（NTT Com ひかり電話利用回線等（別記21に定める東日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限り。）に提供します。</p> <p>7 当社は、西日本利用型をNTT Com ひかり電話契約者（NTT Com ひかり電話利用回線等（別記21に定める西日本エリアに係るものに限ります。）に係る者に限り。）に提供します。</p> <p>8 この#ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域については、次表に定める区分に従うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="352 891 1302 994"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本エリア</td> <td>北海道、東北、信越、関東の4ブロック</td> </tr> <tr> <td>西日本エリア</td> <td>北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の6ブロック</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）備考3の当社が別に定めるところは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の単位料金区域ごととします。</p> <p>（注2）備考3の当社が別に定めるものは、電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に係るものとします。</p> <p>（注3）備考4の当社が別に定める期間は、2か月間とします。</p>			区分	地域	東日本エリア	北海道、東北、信越、関東の4ブロック	西日本エリア	北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の6ブロック
	区分	地域							
東日本エリア	北海道、東北、信越、関東の4ブロック								
西日本エリア	北陸、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の6ブロック								
一括転送機能	基本機能	1のNTT Com ひかり電話利用回線等に係る契約者回線番号又は追加番号に着信するすべての通信を、応答前に、NTT Com ひかり電話契約者（メニュー3に係る者に限り。以下この欄において同じとします。）がそれぞれあらかじめ指定した番号（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができる機能	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 3,000円 (税込価格3,300円)						
	追加機能 故障・回復通知機能	I P 通信網サービス取扱所内に設置される監視装置から、NTT Com ひかり電話契約者の指定する1の契約者回線番号又は追加番号（以下「監視対象番号」といいます。）に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼働していない状態にあると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールをNTT Com ひかり電話契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼働していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに 3,000円 (税込価格3,300円)						
備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないうようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるとき</p>								

	<p>は、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る NTT Com ひかり電話利用回線等への通信とこの機能に係る NTT Com ひかり電話利用回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>6 故障・回復通知機能を利用する場合において、NTT Com ひかり電話契約者は、あらかじめ監視対象番号及びその他必要な事項について当社所定の方法により申し出ていただきます。</p> <p>7 NTT Com ひかり電話契約者はこの備考の6の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の方法により届け出ていただきます。</p> <p>8 当社は、故障・回復通知機能の提供に当たっては、1の監視対象番号ごとに1のチャネルを使用します。</p> <p>9 故障・回復通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。</p> <p>(1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。</p> <p>(2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障・回復通知機能に係る通信以外の通信が行われているとき。</p> <p>(3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。</p> <p>10 NTT Com ひかり電話契約者は、故障・回復通知機能を利用する NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに、電子メールの送付先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送付先となるメールアドレスの数は1の NTT Com ひかり電話利用回線等につき当社が別に定める数以内とします。</p> <p>11 当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します</p> <p>12 NTT Com ひかり電話契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>13 当社は、第34条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注1) 当社が別に定めるものは次のとおりとします。</p> <p>NTT Com ひかり電話利用回線等（メニュー3に係るものに限ります。）から発信が可能な電気通信番号</p> <p>(注2) 当社が別に定める数は、20とします。</p>		
<p>拠点間内線機能</p>	<p>事業所番号（同一の回線収容部グループ（NTT Com ひかり電話契約者（メニュー3に係る者に限ります。）が指定する1以上の NTT Com ひかり電話利用回線等（その NTT Com ひかり電話利用回線等に係る NTT Com ひかり電話契約者がその指定を行う者と同じの者となるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）に属する NTT Com ひかり電話利用回線等を識別するための番号をいいます。）を用いて発信された通信を、その事業所番号に係るルーチング先番号（この機能を利用する NTT Com ひかり電話利用回線等に付与された契約者回線番号又は追加番号であって NTT Com ひかり電話契約者が指定したものをいいます。）に着信させ、発信者が付加した番号をその NTT Com ひかり電話利用回線等に接続される端末設備に送出する機能</p>	<p>基本額（1の NTT Com ひかり電話利用回線等ごとに）</p>	<p>3,500 円 (税込価格 3,850 円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 この機能を利用した通信は、拠点間内線機能を利用している NTT Com ひかり電話利用回線等であって同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。</p> <p>2 NTT Com ひかり電話契約者が1の NTT Com ひかり電話利用回線等において利用することができる事業所番号の数は、10以内とします。</p> <p>3 同一のグループ通話定額選択回線群に、特定加入者回線（別記21に規定する東日本エリアに係るものに限ります。）及び特定加入者回線（別記21に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）を合わせて登録することはできません。</p>		

特定番号通知機能	この機能を利用する NTT Com ひかり電話利用回線等（付加機能（着信課金機能に限ります。）又は当社の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限ります。）の利用に係るものに限ります。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能		1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)
	備考	当社は、付加機能（着信課金機能に限ります。）又は当社の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限ります。）の提供を受けている NTT Com ひかり電話契約者に限り、この機能を提供します。		
着信課金機能	基本機能	その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめ NTT Com ひかり電話契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号（NTT Com ひかり電話契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行う通信（以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る NTT Com ひかり電話契約者とし、その契約者回線番号に係る NTT Com ひかり電話契約者（話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る NTT Com ひかり電話契約者とします。）に課金する機能	基本額（1の着信課金番号ごとに）	1,000円 (税込価格 1,100円)
			複数回線管理機能（1の着信課金番号による着信課金通信を、2以上の接続契約者回線等における契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能）を利用する場合の加算額（1の着信課金番号ごとに）	1,000円 (税込価格 1,100円)
	追加機能	発信地域振分機能	1の着信課金番号による着信課金通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額（1の着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに）

	話 中 時 迂 回 機 能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。)が着信課金通信により通信中の場合に、迂回元回線番号への着信課金通信を、NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額 (1 の着信課金 番号につき 1の迂回元 回線番号ご とに)	800 円 (税込価格 880 円)
	着 信 振 分 接 続 機 能	1の着信課金番号による着信課金通信について、振分グループ(NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号(着信課金機能を利用しているもの)に限ります。)からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額 (1 の着信課金 番号につき 1の振分グ ループごと に)	700 円 (税込価格 770 円)
	時 間 外 案 内 機 能	NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能 (NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号への着信課金通信を、NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能) を利用することができる機能	加算額 (1 の着信課金 番号につき 1の契約者 回線番号又 は追加番号 ごとに)	650 円 (税込価格 715 円)

備考	<p>1 NTT Com ひかり電話契約者（ひかり電話の転用及びひかり電話の事業者変更に係る者であって、申込みの際現に協定事業者からこの付加機能（着信課金機能に限ります。）と同等の機能の提供を受けている者に限ります。）に付加機能（着信課金機能に限ります。）の料金を適用します。</p> <p>2 当社は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>3 着信課金番号を付与されたNTT Com ひかり電話契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）又は公衆通信に限ります。</p> <p>5 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>6 NTT Com ひかり電話契約者は、着信課金機能により通信料をその契約者回線番号又は追加番号に係るNTT Com ひかり電話契約者に課金をすることを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>7 複数回線管理機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用している場合に限り提供します。</p> <p>8 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能又は時間外案内機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、NTT Com ひかり電話契約者（NTT Com ひかり電話契約者が2人以上ある場合は、そのNTT Com ひかり電話契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。）があらかじめ指定するNTT Com ひかり電話利用回線等に請求し、その支払いを要する者をそのNTT Com ひかり電話利用回線等に係るNTT Com ひかり電話契約者とします。</p> <p>9 複数回線管理機能を利用していない場合は、発信地域振分機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のNTT Com ひかり電話利用回線等における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。</p> <p>10 複数回線管理機能、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>11 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と着信振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>12 話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係るNTT Com ひかり電話契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>13 複数回線管理機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、着信振分接続機能及び受付先変更機能において着信課金通信の着信先として指定できるものは、同一のNTT Com ひかり電話利用回線等における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。</p> <p>14 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>15 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>（注1）6に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合 全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(2) 携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合 全域指定のみ指定できるものとします。</p> <p>（注2）10に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、着信振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。</p> <p>（注3）14に規定する当社が別に定める時間は1分とします。</p>
----	--

2-2-2 特定加入者回線に係るもの

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
I P v 6 通 信 相 手 先 拡 張 機 能	NTT Com ひかり電話契約者（特定加入者回線が西日本エリアに係る者に限ります。）の特定加入者回線について、契約事業者の特定約款に定める通信の相手先との間における I P v 6 による通信を可能とする機能	1 の特定加入者回線ごとに	—
	備考		1 当社は、1 の特定加入者回線ごとに1の通信相手先識別符号（通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。）を付与します。 2 1 に規定するほか、本機能の提供条件については、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。
通 信 相 手 先 識 別 符 号 追 加 機 能	I P v 6 通 信 相 手 先 拡 張 機 能 を 提 供 さ れ て い る 特 定 加 入 者 回 線 に つ い て 、 通 信 相 手 先 識 別 符 号 を 1 を 超 え て 取 得 す る こ と を 可 能 と す る 機 能	追加する1の通信相手先識別符号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
	備考		1 追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、当社が別に定める数を上限とします。 2 その特定加入者回線について I P v 6 通 信 相 手 先 拡 張 機 能 の 廃 止 が あ っ た 場 合 は 、 こ の 機 能 を 廃 止 し ま す 。 (注) 当社が別に定める数は、9 とします。

2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

2-4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
電話リレーサービス料	1 電気通信番号ごとに	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額(電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額に消費税相当額を加算した額)
備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。		

第2 通信料

1 適用

区分	内容														
(1) 国内通信の種類	<p>国内通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4、5又は6以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>4 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>5 IP電話通信</td> <td>IP電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>6 公衆通信</td> <td>NTT Com ひかり電話利用回線等と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	1 一般通信	2、3、4、5又は6以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	3 削除	削除	4 削除	削除	5 IP電話通信	IP電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	6 公衆通信	NTT Com ひかり電話利用回線等と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種類	内容														
1 一般通信	2、3、4、5又は6以外のもの														
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信														
3 削除	削除														
4 削除	削除														
5 IP電話通信	IP電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信														
6 公衆通信	NTT Com ひかり電話利用回線等と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信														

<p>(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料の適用</p>	<p>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料を適用するため、接続契約者回線等との通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" data-bbox="437 271 1319 616"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 271 639 315">区分</th> <th data-bbox="644 271 1319 315">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 322 639 573">1 県内通信</td> <td data-bbox="644 322 1319 573">NTT Com ひかり電話利用回線等の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 580 639 616">2 県間通信</td> <td data-bbox="644 580 1319 616">1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用する通信	1 県内通信	NTT Com ひかり電話利用回線等の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの
区分	適用する通信						
1 県内通信	NTT Com ひかり電話利用回線等の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、契約事業者が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は契約事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信						
2 県間通信	1以外のもの						
<p>(3) 通信時間の測定等</p>	<p>ア 通信時間は、NTT Com ひかり電話利用回線等と契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中で一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ アの場合に、通信（一般通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間より通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>(ア) NTT Com ひかり電話利用回線等と契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>(イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>エ 通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等（その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。）に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2-1（国内通信に係るもの）(1)に規定する料金種別の通信料を適用します。</p> <p>ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料を適用します。</p>						
<p>(4) 中継事業者に係る相互接続通信の料金の適用</p>	<p>ア 別記4に規定する中継事業者に係る相互接続通信の料金については、中継事業者に係るNTT Com ひかり電話相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</p> <p>イ 当社は、中継事業者に係る相互接続通信の料金の適用にあたっては別記21に定める提供エリアに従って料金を適用します。</p>						
<p>(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができ</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の</p>						

<p>なかった場合の通信料の取扱い</p>	<p>通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>									
<p>(6) 国内通信に係る通信料の適用</p>	<p>ア メニュー3に係る一般通信の通信料については、2(料金額)の2-1に規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ(着信課金機能を利用している場合は、着信課金通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。)を選択していただきます。この場合、NTT Com ひかり電話契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料については、2(料金額)の2-1に規定するプラン2の料金を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2(料金額)の2-1に規定するプラン2の料金を適用します。</p> <p>(注) 当社が別に定める通信とは、次のとおりとします。 契約事業者が提供する有料情報サービスの利用に係る通信</p>									
<p>(7) 選択制による通信料の月極割引の適用</p>	<p>ア 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から申出があったときは、そのNTT Com ひかり電話契約に係る通信料について、通信料別表に定める選択制による通信料の月極割引を適用します。 ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極め割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨をNTT Com ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>イ 現に月極割引の適用を受けているNTT Com ひかり電話契約について、NTT Com ひかり電話利用回線等の契約者回線番号の変更に係る届出又はNTT Com ひかり電話利用回線等の移転に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨をNTT Com ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>ウ NTT Com ひかり電話契約者が、そのNTT Com ひかり電話契約に係る通信料について、同時に2以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、料金用別表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>エ 同一のグループ通話定額選択回線群に、特定加入者回線(別記21に規定する東日本エリアに係るものに限ります。)及び特定加入者回線(別記21に規定する西日本エリアに係るものに限ります。)を同時に登録することはできません。</p>									
<p>(8) メニュー1-2に係る通信料の適用</p>	<p>ア メニュー1-2に係る基本通信料は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1675 1351 1800"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: right;">月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本通信料</td> <td>1 NTT Com ひかり電話利用回線ごとに</td> <td>480円 (税込価格528円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ メニュー1-2に係る通信料のうちウに規定する控除対象通信については、2(料金額)の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。 ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額(以下「繰越額」といいます。)を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。</p> <p>ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。</p>	月額			区分	単位	料金額	基本通信料	1 NTT Com ひかり電話利用回線ごとに	480円 (税込価格528円)
月額										
区分	単位	料金額								
基本通信料	1 NTT Com ひかり電話利用回線ごとに	480円 (税込価格528円)								

- (ア) 相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。）
 - (イ) 当社が別に定める付加機能等（NTT Com ひかり電話協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信
 - (ウ) 2（料金額）の2-1(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信
- エ メニュー1-2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。

区分	適用
1 メニュー1-2の利用の開始又はメニュー1-2への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。
2 メニュー1-1への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。
3 契約の解除があったとき。	契約解除日を含む料金月の末日までの通信について適用します。

- オ 以下の場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。
- (ア) エの2又は3の規定に該当する場合が生じたとき
 - (イ) 東日本エリア、西日本エリアを跨ぐNTT Com ひかり電話利用回線の移転があったとき。
- カ NTT Com ひかり電話利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨をNTT Com ひかり電話契約者に通知します。
- キ NTT Com ひかり電話契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要します。
- ただし、NTT Com ひかり電話契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- (注1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。
- 国内通信の一般通信（契約事業者が提供する災害時伝言ダイヤル通話に係る音声蓄積装置へ行う通信及び契約事業者の有料情報サービスの利用に係る通信を除きます。）
- (注2) 当社が別に定める付加機能等は、次のとおりとします。
- 有料情報サービス、着信課金機能及び#ダイヤル機能の利用に係る契約事業者のIP通信網サービスの通信

<p>(9) メニュー 3に係る通信料の適用</p>	<p>ア メニュー3に係る NTT Com ひかり電話契約者は、通信料として、1のチャンネル（チャンネル追加機能（ダブルチャンネル）により追加されたチャンネルを含みます。）ごとに定額通信料 400 円（税込価格 440 円）の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、メニュー3に係る NTT Com ひかり電話契約者からの申出があった場合は、グループ通話定額選択回線群（前項の適用を受ける NTT Com ひかり電話利用回線等又は通信料別表の月極割引を選択する NTT Com ひかり電話利用回線等であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）内の NTT Com ひかり電話利用回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群内の NTT Com ひかり電話利用回線等への通信（2（料金額）の 2-1 の表中ア欄及びイ欄に定める通信であって、当社が別に定める付加機能を利用して行う通信以外の通信に限ります。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、通信料を適用しません。</p> <p>ウ 定額通信料については、利用料金に準じて日割りを行います。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、着信課金機能とします。</p>
<p>(10) 付加機能等を利用した通信料の適用</p>	<p>ア NTT Com ひかり電話利用回線等から契約事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線（契約事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限り、）への通信に係る通信料の適用については、それぞれ契約事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</p> <p>イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2-1 (1)ク欄及びケ欄に規定する通信料を適用します。</p> <p>ウ イの場合において、通信時間の測定等については、(3)エに規定する通信に準じます。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、着信課金機能とします。</p>
<p>(11) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い</p>	<p>国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。</p>
<p>(12) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い</p>	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク設備との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク設備の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p>
<p>(13) 国内通信に関する料金の減免</p>	<p>次の通信については、第 28 条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために契約事業者が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信</p>
<p>(14) 削除</p>	<p>削除</p>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

料金種別		単位	料金額
ア その通信に係る通信種別がおおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	プラン 1 に係るもの	県内通信	3分までごとに 6円 (税込価格 6.6円)
		県間通信	3分までごとに 10円 (税込価格 11円)
	プラン 2 に係るもの	3分までごとに 8円 (税込価格 8.8円)	
イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	プラン 1 に係るもの	県内通信	3分までごとに 6円 (税込価格 6.6円)
		県間通信	3分までごとに 10円 (税込価格 11円)
	プラン 2 に係るもの	3分までごとに 8円 (税込価格 8.8円)	
ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s までのもの		30秒までごとに	1円 (税込価格 1.1円)
エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s までのもの		30秒までごとに	1.5円 (税込価格 1.65円)
オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 512kbit/s を超えて 1Mbit/s までのもの		30秒までごとに	2円 (税込価格 2.2円)
カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 1Mbit/s を超えて 2.6Mbit/s までのもの		3分までごとに	15円 (税込価格 16.5円)
キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの		3分までごとに	100円 (税込価格 110円)
ク ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの		3分までごとに	15円 (税込価格 16.5円)
ケ ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの		3分までごとに	100円 (税込価格 110円)
備考	<p>1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとしします。</p> <p>2 イからケに規定する通信については、テレビ電話を利用している NTT Com ひかり電話サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等又は当社が別に定める NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</p> <p>(注 1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとしします。</p> <p>RFC 基準に準拠したメディアタイプが次のものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ application ・ image <p>(注 2) 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとしします。</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 IP 通信網サービス（第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、東日本電信電話株式会社の音声利用 IP 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社の提供する音声利用 IP 通信網サービス（第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、西日本電信電話株式会社の音声利用 IP 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの</p>		

(2) 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

(3) IP電話通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
IP電話通信	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)

(4) 削除

(5) 削除

(6) 着信課金機能に係る通信料

ア イ、ウ又はエ以外のもの

料金種別			単位	料金額
県内通信及び 県間通信	その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1に係るもの	県内通信	3分までごとに 6円 (税込価格 6.6円)
			県間通信	3分までごとに 10円 (税込価格 11円)
		プラン2に係るもの		3分までごとに 8円 (税込価格 8.8円)

イ 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

ウ 削除

エ 公衆通信（着信課金通信に係るものに限り、）に係るもの

料金種別	単位	料金額
県内通信	1分までごとに	20円 (税込価格 22円)
県間通信	1分までごとに	30円 (税込価格 33円)
備考 県内通信と県間通信の別については、契約事業者の特定約款の定めるところに準じるものとします。		

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア 王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主主義 共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。) 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン 共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会 主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシエミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。) アルゼンチン共和国 アルバ アンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ 東方共和国 英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール ガイアナ共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア タルクス・カイコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア多民族国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバルトケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 パヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス領ポリネシア 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルクメニスタン共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦

アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア連邦共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサットフリート インマルサット-BGAN/FBB インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD インマルサット-エアロ インマルサット-F-HSD
特定衛星携帯端末	イリジウム スラーヤ
国際ネットワーク設備	トランザテル
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSDの区別があります。	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202
アンギラ		80
アンゴラ共和国		45

アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115

カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175

ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30
チュニジア共和国	70

朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75

ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110

マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70

レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア	45
インマルサット-フリート	209
インマルサット-B G A N / F B B	209
インマルサット-B G A N - H S D / F B B - H S D	700
インマルサット-エアロ	700
インマルサット-F - H S D	700
イリジウム	250
スラーヤ	175
トランザテル	120

第3 手続きに関する料金

1 適用

区分	内容	
手続きに関する料金等の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種別	内容
	契約料	
	新規契約に係るもの	NTT Com ひかり電話契約（コース2に係るものに限ります。）の契約申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金
	転用に係るもの	NTT Com ひかり電話契約（コース2に係るものに限ります。）の契約（転用に係るものに限ります。）申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金
	事業者変更に係るもの	NTT Com ひかり電話契約（コース2に係るものに限ります。）の契約（事業者変更（入）に係るものに限ります。）申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合（1の者からの請求により同時に2以上の事業者変更（入）を行う場合は、それらの事業者変更（入）を1の事業者変更（入）とみなします。）に支払いを要する料金
	光回線再利用に係るもの	NTT Com ひかり電話契約（コース2に係るものに限ります。）の契約（光回線再利用（入）に係るものに限ります。）申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金
	譲渡承認手数料	IP通信網利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
	残債処理手数料	第6条（契約申込みの方法）第3項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金
	光回線再利用手続費	光回線再利用の請求を当社が承諾した場合に支払いを要する費用

2 契約料の料金額

料金種別	単位	料金額
(1) 新規契約に係るもの	1の契約ごとに	800円 (税込価格 880円)
(2) 転用に係るもの	1の契約ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
(3) 事業者変更に係るもの	1の契約ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
(4) 光回線再利用に係るもの	1の契約ごとに	800円 (税込価格 880円)

3 譲渡承認手数料の料金額

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (税込価格 880円)

4 残債処理手数料の料金額

料金種別	単位	料金額
残債処理手数料	1のNTT Com ひかり電話 利用契約ごとに	第6条（契約申込の方法） 第3項に規定する債務引受 の請求（当社が承諾した場 合に限ります。）に基づき 当社が契約事業者を支払う こととなった額と同額

5 光回線再利用手続費の額

区分	単位	手続費の額
光回線再利用手続費	1の契約ごとに	7,200円 (税込価格 7,920円)

第4 番号案内に関する料金

番号案内料

区分		単位	番号案内料の額
ア 案内を受け付け た時刻が昼間、夜間 (8時~23時)の とき	(ア) 1の料金月につ き1の電話番号等ま でのもの	1の電話番号等 ごとに	60円 (税込価格 66円)
	(イ) 1の料金月につ き1の電話番号等を 超えるもの	1の電話番号等 ごとに	90円 (税込価格 99円)
イ 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝(23 時から翌8時)のとき		1の電話番号等 ごとに	150円 (税込価格 165円)
備考 番号案内料については、契約事業者の電話サービス契約約款の定めに基づいて取り扱います。			

第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区分	内容														
(1) 工事費の算定	<p>工事費は、NTT Com ひかり電話契約の種類に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費に加えて、2-2に定める特定加入者回線に係る基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、訪問時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費、転用又は事業者変更取消に伴う復元工事費</td> </tr> </tbody> </table>	種類	工事の内容	コース1	2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費	コース2	2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費に加えて、2-2に定める特定加入者回線に係る基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、訪問時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費、転用又は事業者変更取消に伴う復元工事費								
種類	工事の内容														
コース1	2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費														
コース2	2-1に定める基本工事費及び施工した工事に係る交換機等工事費に加えて、2-2に定める特定加入者回線に係る基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、訪問時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費、転用又は事業者変更取消に伴う復元工事費														
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事を除きます。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格31,900円）を超える場合は、29,000円（税込価格31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>														
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費の適用	<p>1 交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は次の場合に適用します。</p> <p>2 当社は、配線経路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事について、NTT Com ひかり電話契約サービス（コース2に限ります。）に限り提供します。</p> <p>3 当社は、配線保護工事費に係る工事について、NTT Com ひかり電話サービスに限り提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 屋内配線工事費</td> <td>次の配線の工事を要する場合に適用します。 ア 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td> </tr> <tr> <td>(エ) 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ) 配線経路構築工事費</td> <td>特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(カ) 配線保護工事費</td> <td>特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	(ア) 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。	(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	(ウ) 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 ア 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	(エ) 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。	(オ) 配線経路構築工事費	特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。	(カ) 配線保護工事費	特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。
区分	交換機等工事費等の適用														
(ア) 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。														
(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。														
(ウ) 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 ア 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線														
(エ) 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。														
(オ) 配線経路構築工事費	特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。														
(カ) 配線保護工事費	特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。														
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。														

<p>(5) 請求による契約者回線番号の変更に 関する工事費の適用</p>	<p>NTT Com ひかり電話契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに別に算定する実費とします。</p>												
<p>(6) 変更前の電気通信 番号と同一の契約 者回線番号となる 場合の工事費の適用</p>	<p>ア 現に利用している別冊（シェアードIP-PBXサービス）に定めるシェアードIP-PBXサービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送機機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送機機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限り。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>イ アに定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。</p>												
<p>(7) 割増工事費の適用</p>	<p>ア 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（コース2に係る者であって、NTT Com ひかり電話利用回線等に限り。）からその特定加入者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更に関する工事（その特定加入者回線又はその端末設備の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格3,300円）であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限り。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に関する工事の施工日に限り。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="517 1279 1398 1688"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 配線経路構築工事に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="517 1749 1398 2002"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>配線経路構築工事費に1.3を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>配線経路構築工事費に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 配線保護工事に係るもの</p>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	配線経路構築工事費に1.3を乗じた額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午後10時まで （1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額												
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）を含みます。）から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額												
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	配線経路構築工事費に1.3を乗じた額												
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費に1.6を乗じた額												

	工事を施工する時間帯	割増工事費の額
	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	配線保護工事費に1.3を乗じた額
	午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線保護工事費に1.6を乗じた額
(エ) 配線経路の調査に係るもの		
	工事を施工する時間帯	割増工事費の額
	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に1.3を乗じた額
	午後10時から翌日の午前8時30分まで	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に1.6を乗じた額
(8) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、NTT Com ひかり電話サービスのコース2について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、NTT Com ひかり電話契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのNTT Com ひかり電話契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>（ア）特定加入者回線の工事費の支払いを要する工事（交換機等工事のみを行った場合を除きます。）</p> <p>（イ）当社が（ア）の工事を施工する前に特定加入者回線の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）</p> <p>ウ NTT Com ひかり電話契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ NTT Com ひかり電話契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のNTT Com ひかり電話サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ NTT Com ひかり電話契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>（ア）当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>（イ）NTT Com ひかり電話契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ク 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ケ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	

(8)の2 工事の着手等に関する工事費の適用

当社は、NTT Com ひかり電話サービスのコース2の特定加入者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次に規定する額を適用します。

区分	工事費の適用	単位	工事費の額
ア 配線経路の調査に係るもの	特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（1の工事ごとに）	別に算定する実費
		配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）	別に算定する実費
イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からそのNTT Com ひかり電話契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の特定加入者回線の終端の場所等（1の特定加入者回線の終端の場所等における特定加入者回線の数は3までとします。）ごとに）	別に算定する実費
		加算額（1の特定加入者回線の終端の場所等における特定加入者回線の数が3を超える1特定加入者回線ごとに）	別に算定する実費

<p>(9) 工事費の適用の除外</p>	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア テレビ電話に係る工事</p> <p>イ NTT Com ひかり電話サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の工事</p> <p>ウ イの工事と同時に施工する工事のうち、メニュー1-2の基本機能に相当する付加機能の利用の開始に関する工事（転送電話機能、迷惑電話お断り機能又は着信お知らせメール機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限ります。）</p> <p>エ NTT Com ひかり電話サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号追加機能（マイナンバー）を除きます。）の利用の開始に係る工事のうち、NTT Com ひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）又はNTT Com ひかり電話利用回線等の移転若しくは変更の工事と同時に施工する工事</p> <p>オ 間違い電話による電話番号の変更の工事（IP通信網利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。）</p> <p>カ NTT Com ひかり電話サービスのメニュー1-2に係る通話中着信機能に相当する機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事</p> <p>キ NTT Com ひかり電話サービス（コース2に係るものに限ります。以下この号において同じとします。）において、当社が別に定める機能の利用の開始に関する工事のうち、そのNTT Com ひかり電話契約者の特定加入者回線に関する工事と同時に施工する工事</p> <p>（注） 当社が別に定める機能は、以下の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT Com ひかり電話サービス（別記21に規定する東日本エリアに係るものに限ります。）においては、IPv6通信機能 ・NTT Com ひかり電話サービス（別記21に規定する西日本エリアに係るものに限ります。）においては、IPv6通信相手先拡張機能
<p>(10) 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
<p>(11) 転用取消に伴う復元工事費の適用</p>	<p>当社がNTT Com ひかり電話サービスの転用に係る工事を取消し、NTT Com ひかり電話サービスの転用以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用をNTT Com ひかり電話契約の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします（コース2に限ります。）。</p>
<p>(12) 事業者変更取消に伴う復元工事費の適用</p>	<p>ア 当社がNTT Com ひかり電話サービスの事業者変更に係る工事を取消し、NTT Com ひかり電話サービスの事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用をNTT Com ひかり電話サービスの事業者変更の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします（コース2に限ります。）。</p> <p>イ 当社は、本欄に規定する工事を行うときは、そのNTT Com ひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、加入者回線の設置場所及び加入者回線に係る品目又は細目を事業者変更元の電気通信事業者又は共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者へ通知します。</p> <p>ウ 当社は、本欄に規定する工事を行うときは、事業者変更後キャンセル承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限は払出を含めて15日とします。</p>

2 工事費の額

2-1 2-2以外のもの

(1) チャネル数の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、NTT Com ひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更、NTT Com ひかり電話利用回線等の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額		
(1) 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	別に算定する実費 別に算定する実費		
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	別に算定する実費		
(2) 交換機等工事費	ア イからウ以外の工事の場合	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費		
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合（アの工事と同時に施工する場合を除きます。）	1の契約者回線番号又は1追加番号ごとに	別に算定する実費		
	ウ 付加機能に関する工事の場合	(ア) 番号追加機能（マイナンバー）の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1の追加番号ごとに	別に算定する実費	
		(イ) 通話中着信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	別に算定する実費	
		(ウ) 転送電話機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費	
		(エ) 発信者電話番号表示機能に関する工事のとき	A 基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
			B 発信者電話番号通知リクエスト機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費
		(オ) 迷惑電話お断り機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき	1の登録応答装置ごとに	別に算定する実費	
		(カ) チャネル追加機能（ダブルチャネル）の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1の回線収容部又は1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費	
		(キ) 着信お知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費	
		(ク) FAX お知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費	
		(ケ) #ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の#ダイヤル番号ごとに	別に算定する実費	
	(コ) 削除	削除	削除		
(サ) 一括転送機能の利用の開始又は内容の変更に関する工事のとき	基本機能の利用の開始又は内容の変更の工事のとき	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費		
	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費		
(シ) 拠点間内線機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1の事業所番号ごとに	別に算定する実費			

		(ス) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の契約者回線番号ごとに	別に算定する実費
	(セ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始若しくは内容の変更又は利用の一時中断の工事のとき	1の着信課金番号ごとに	別に算定する実費
		追加機能の利用開始若しくは内容の変更又は利用の一時中断の工事のとき	1の着信課金番号につき1の追加番号ごとに	別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額		
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費		
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(ケ)以外の場合	1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに	別に算定する実費	
		(イ) 番号追加機能(マイナンバー)の利用の一時中断の工事	A B以外のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費
			B 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする1の追加番号ごとに	別に算定する実費
		(ウ) 迷惑電話お断り機能の利用の一時中断の工事のとき	1の登録応答装置ごとに	別に算定する実費	
		(エ) 着信お知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費	
		(オ) FAX お知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費	
		(カ) #ダイヤル機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1の#ダイヤル番号ごとに	別に算定する実費	
		(キ) 削除	削除	削除	
	(ク) 拠点間内線機能の利用の一時中断の工事のとき	1の事業所番号ごとに	別に算定する実費		
(ケ) 特定番号通知機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号ごとに	別に算定する実費			
(2) 再利用の工事			(1)の工事費の額と同じ		

2-2 特定加入者回線に係るもの

(1) 特定加入者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転若しくは無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。)の設置若しくは廃止又はIPv6通信相手先拡張機能の利用の開始、通信相手先識別番号機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加若しくは回線相互接続に関する工事その他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額
ア 基本工事費	(ア) (イ) 以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	別に算定する実費 別に算定する実費
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
イ 交換機等工事費	(ア) (イ) 以外の場合	1の特定加入者回線ごとに	別に算定する実費
	(イ) 通信相手先識別符号追加機能又はIPv6通信相手先拡張機能に関する工事	1の特定加入者回線ごとに	別に算定する実費
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費
エ 屋内配線工事費			別に算定する実費
オ 機器工事費			別に算定する実費
カ 配線経路構築工事費	(ア) (イ) 以外	1の工事ごとに	別に算定する実費
	(イ) IP通信網契約者の申込み又は請求により、ウの工事と別日に施工する場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
キ 配線保護工事費			別に算定する実費
ク 訪問時刻指定工事費	9:00~16:00	1の工事ごとに	別に算定する実費
	17:00~21:00	1の工事ごとに	別に算定する実費
	22:00~8:00	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 キ欄の配線保護工事は別記21に定める西日本エリアに係るものに限ります。			

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額
ア 利用の一時 中断の工事	(ア)基本工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
	(イ)交換機等工事費	1の特定加入者回線ごとに	別に算定する実費
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と同じ

(3) ひかり電話の転用取消に伴う復元工事費（コース2に限ります。）

料金種別	単位	料金額
復元工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

(4) 事業者変更取消に伴う復元工事費（コース2に限ります。）

料金種別	単位	料金額
復元工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第2 証明手数料

1契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第3 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第4 端末設備の提供等に係る料金

1 適用

区分	内容				
(1) 端末設備利用料の適用	ア 当社は、NTT Com ひかり電話サービスについて、2(機器利用料)に規定する機器利用料を適用します。 イ 当社は、機器利用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。この場合において、料金表通則中「NTT Com ひかり電話契約」とあるのは「端末設備の提供」と、「利用料金」とあるのは「機器利用料」と、読み替えるものとします。				
(2) 当社が定める期限までに端末設備の返却が無い場合の料金の適用	NTT Com ひかり電話契約者は、そのNTTCom ひかり電話契約の解除又は種類、品目及び細目の変更があった場合であって、返却を要する端末設備について当社が指定する期限までに返却がないときは、別記10の2(端末設備の提供等)及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する違約金を一括して支払っていただきます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>違約金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違約金</td> <td>当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	違約金の額	違約金	当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額
区分	違約金の額				
違約金	当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額				

2 端末設備利用料

(1) メニュー1に係るもの

1の装置ごとに月額

区分	料金額
ホームゲートウェイ	—
無線LANカード	100円 (税込価格 110円)
無線LANルータ	300円 (税込価格 330円)
備考	
1 NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスが株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約款(OCN)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8コース1に係るもの)に限ります。)である場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のもの)とします。)においてその修理又は復旧を行います。	
2 前項の場合を除き、当社は、NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの規定に準じてその利用契約に係る修理又は復旧を行います。	

(2) (4)以外のものであってメニュー2に係るもの

1の装置ごとに月額

区分		料金額
I P 電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	II 型	アナログインターフェースを有するもの 1,500 円 (税込価格 1,650 円)
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの 1,500 円 (税込価格 1,650 円)

備考

- 1 当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。ただし、コース2におけるタイプ2に係るもの又は別記1に定める NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りではありません。
- 2 I P 電話対応装置について、I 型の場合は、アナログ又は ISDN(BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネル数が1の装置ごとに4までのもの、II 型の場合は、アナログ又は ISDN(BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネル数が1の装置ごとに8までのものをいいます。

(3) (4) 以外のものであってメニュー3に係るもの

1の装置ごとに月額

区分		料金額
I P 電話対応装置	I 型	アナログインタフェースを有するもの 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	II 型	アナログインタフェースを有するもの 1,500 円 (税込価格 1,650 円)
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの 1,500 円 (税込価格 1,650 円)
集線機能付き I P 電話対応装置	I 型	アナログインタフェースを有するもの 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	II 型	アナログインタフェースを有するもの 1,500 円 (税込価格 1,650 円)
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの 1,500 円 (税込価格 1,650 円)
	III 型	5,400 円 (税込価格 5,940 円)
		複数 I P 電話対応装置集線装置 1,000 円 (税込価格 1,100 円)

備考

- 1 当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。ただし、コース2におけるタイプ2に係るもの又は別記1に定める NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りではありません。
- 2 I P 電話対応装置又は集線機能付き I P 電話対応装置について、I 型の場合は、アナログ又は ISDN(BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1の装置ごとに4までのもの、II 型の場合は、アナログ又は ISDN(BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1の装置ごとに8までのもの、III 型の場合は、ISDN(PRI) インターフェースを要するものであって、ISDN(PRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1の装置ごとに23までのものをいいます。
- 3 集線機能付き I P 電話対応装置について、他の I P 電話対応装置又は集線機能付き I P 電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャンネル数は、当社が別に定める数までとします。

(注) 当社が別に定める数は、次のとおりとします。

- ・集線機能付き I P 電話対応装置の I 型及び II 型については、32 とします。
- ・集線機能付き I P 電話対応装置の III 型のものについては、300 とし、ISDN (PRI) インターフェースを利用している場合は、50 までとします。

ただし、NTT Com ひかり電話利用回線等に係るチャンネル数の上限を超えて利用することはできません。

- ・複数 I P 電話対応装置集線装置については、32 とします。

(4) メニュー 2 及びメニュー 3 に係る無線 LAN 対応型ルータ機能付き回線接続装置

1 台ごとに月額

区分		料金額
無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置	基本装置	300 円 (税込価格 330 円)
	増設装置	100 円 (税込価格 110 円)

備考

- 1 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとして）においてその修理又は復旧を行います。ただし、コース 2 におけるタイプ 2 に係るもの又は別記 1 に定める NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りではありません。
- 2 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 3 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置は、基本装置を利用する NTT Com ひかり電話契約者に限り増設装置を提供します。
- 4 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置は、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 5 当社は、無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置については、契約事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-1 の 1Gbps の品目におけるプラン 3-1 のもの及びメニュー 5-2 の 1Gbps の品目のものであって、適用の形態による細目が II-1 型のものに係る NTT Com ひかり電話契約者に限り提供することとし、1 の特定加入者回線につき 1 の無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
- 6 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置は、特定加入者回線が東日本エリアに係るものに限り提供します。

(注 1) 当社が別に定める伝送速度は、次のとおりとします。

- ・基本装置にあたっては、最大概ね 1.3Gbit/s までの伝送速度とします。
- ・増設装置にあたっては、最大概ね 300Mbit/s までの伝送速度とします。

(注 2) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- ①基本装置にあたっては、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n 及び IEEE802.11ac
- ②増設装置にあたっては、IEEE802.11b、IEEE802.11g 及び IEEE802.11n

(注 3) 当社が別に定める範囲とは、次のとおりとします。

無線方式により符号伝送を行うその一部区間において電波が届く範囲

ただし、電波が届く範囲は、遮蔽物等の存在、電波障害、電波干渉及び設置場所の環境等により異なるため、その範囲は、電波が届く範囲であって通信が利用できる状態（その宅内機器による通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）でないことをいいます。）であることとします。

第 5 端末設備の提供等に係る工事費

1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費及び訪問時刻指定工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は、29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

	イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>NTT Com ひかり電話契約者について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、NTT Com ひかり電話契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのNTT Com ひかり電話契約者が指定する指定時刻から端末設備の工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。ただし、特定加入者回線と同時工事の場合を除きます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、端末設備の工事費の支払いを要する工事とします。</p> <p>ウ NTT Com ひかり電話契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ NTT Com ひかり電話契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のNTT Com ひかり電話サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ NTT Com ひかり電話契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア)当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ)NTT Com ひかり電話契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、NTT Com ひかり電話契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ク 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ケ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(5) その他工事費の適用	割増工事費の適用及び工事費の減額適用については、第2表(工事費)1(適用)の規定に準じて取り扱います。

2 工事費の額

区分		単位	工事費の額
基本工事費		1の工事ごとに 基本額 加算額	別に算定する実費 別に算定する実費
機器工事費	(ア) (イ)及び(ウ)以外の場合	1の装置ごとに	別に算定する実費
	(イ)メニュー1に関する端末設備の設置に係る工事の場合	1の装置ごとに	別に算定する実費
	(ウ)メニュー1に関する端末設備の設定に係る工事の場合	1の装置ごとに	別に算定する実費
備考 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の工事費の額については、第2表 工事費 2-2に準じて取り扱います。			

第6 端末設備設定シート記入の代行に係る料金

1 適用

区分	内容
端末設備設定シート記入代行料の適用	端末設備設定シート記入代行料は端末設備設定シート記入の代行を提供した場合に適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額
端末設備設定シート記入代行料	1の端末設備ごとに	29,000円 (税込価格 31,900円)

通信料別表 選択制による通信料の月極割引

同一契約者に係る NTT Com ひかり 電話利用回線等間の通信料の月極割引（グループ通話定額）

区分	内容
(1) 定義等	<p>ア 「同一契約者に係る NTT Com ひかり 電話利用回線等間の通信料の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の NTT Com ひかり 電話利用回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の NTT Com ひかり 電話利用回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。）について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャンネル（この月極割引を選択する NTT Com ひかり 電話利用回線において利用しているすべてのチャンネルについて適用します。）ごとに定額通信料 400 円（税込価格 440 円）を適用することをいいます。</p> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限り、料金額第 1 表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第 2（通信料）の 2-1 (1) の表中ア欄及びイ欄に定める通信</p> <p>(注) 当社が別に定める付加機能等は、次のとおりとします。 着信課金機能及び#ダイヤル機能</p>
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった NTT Com ひかり 電話契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあった NTT Com ひかり 電話利用回線等が、メニュー 2 又はメニュー 3 に係るものであるとき。</p> <p>イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に NTT Com ひかり 電話利用回線等が追加される場合には、その申出のあった NTT Com ひかり 電話利用回線等が、メニュー 1-1 又はメニュー 2 に係るものであるとき。</p> <p>ウ その申出のあった NTT Com ひかり 電話利用回線等が、通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限り、）であるとき。</p> <p>エ その申出のあった NTT Com ひかり 電話利用回線等が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。</p> <p>(注) 当社が別に定める方法とは、次のとおりとします。 通話先電話番号を全桁記録する</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 定額通信料に代えることとなる通信料の月額累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ただし、料金月の初日以外の日はこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日はこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。</p> <p>イ 当社は、この月極割引の適用を受けている NTT Com ひかり 電話契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) IP 通信網利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が NTT Com ひかり 電話サービスのメニュー 2 又はメニュー 3 に係るものでなくなったとき。</p>